

平成 25 年度

社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

平成25年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I 施策体系及び組織	
1 社会教育課の施策体系図（島根総合発展計画）	1
2 〃（しまね教育ビジョン21）	2
3 社会教育行政関係組織一覧	3
4 派遣社会教育主事等名簿	4
II 施策概要	
平成25年度予算額一覧表	5
1 教育の充実（Ⅲ-1）	
（1）学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
① 結集！しまねの子育て協働プロジェクト	7
（ア）ふるさと教育推進事業	7
（イ）結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業	8
（ウ）結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業	9
② 社会教育主事確保・養成事業	9
③ 実証！「地域力」醸成プログラム	10
④ 家庭教育支援体制整備事業	11
（2）発達段階に応じた教育の振興	
① 子ども読書活動推進事業	12
② しまねのふるまい推進プロジェクト	12
2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ-2）	
（1）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
① 社会教育研修センター事業	14
② 図書館事業	15
③ 青少年の家事業	16
④ 少年自然の家事業	18
⑤ 社会教育関係団体活性化事業	20
⑥ 生涯学習総合推進事業	20
（2）芸術・文化の振興	
① 青少年文化活動推進事業	21
② ふるさとティーチャー派遣事業	21
③ 神話のふるさと島根子ども神楽情報発信事業	22
④ 芸術鑑賞機会の提供	22
《主要施策に係る資料集》	
資料1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト	23
資料2 ふるさと教育推進事業	26
資料3 学校支援活動	28
資料4 放課後子どもプラン	30
資料5 家庭教育支援事業	32
資料6 社会教育主事派遣制度の概要	34
資料7 実証！「地域力」醸成プログラム	36
資料8 子ども読書活動の推進	38
資料9 しまねのふるまい推進プロジェクトに関わる取組	39
資料10 地域と中学校の文化部活動支援事業	40
III 県立社会教育施設の概要	
1 東部社会教育研修センター・西部社会教育研修センター	41
2 図書館	44
3 青少年の家	47
4 少年自然の家	50
IV 資料編	
1 島根県関係	
（1）社会教育課事務分掌表	54
（2）社会教育主事派遣要綱	57
（3）ふるさと教育推進事業基本方針・実施要綱・交付金交付要綱	60
（4）島根県の放課後子どもプラン基本方針	66
（5）島根県社会教育委員名簿	70
（6）社会教育関係各種表彰一覧	71
2 市町村関係	
（1）県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧	72
（2）県内公共図書館一覧	73
（3）県内公民館等一覧	74

I 施策体系及び組織

社会教育課の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

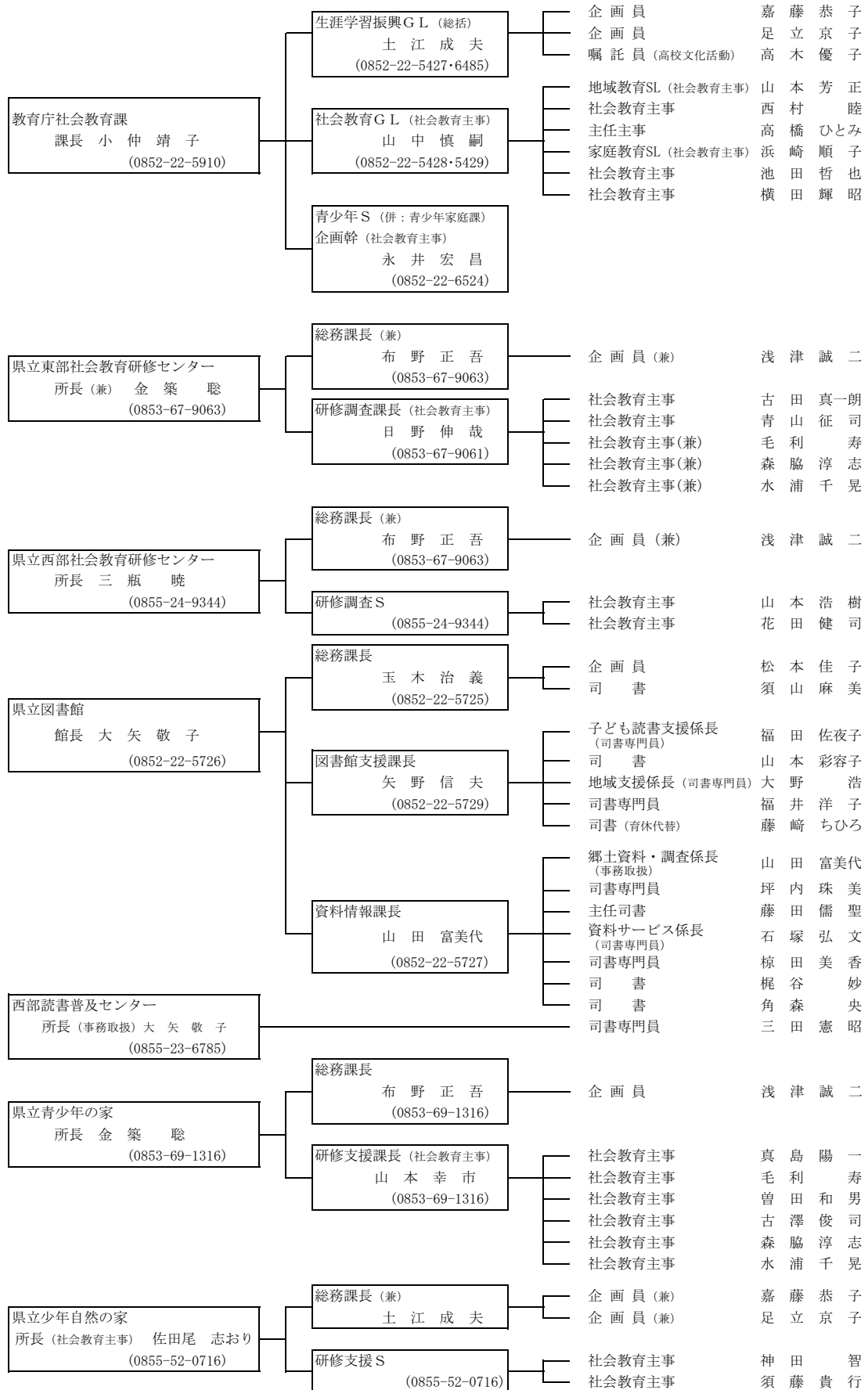
島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事務事業		
<p>Ⅲ・心豊かなしまね</p> <p>～地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～</p>	Ⅲ-1	教育の充実			
		Ⅲ-1-1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実		
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト		
			ふるさと教育推進事業		
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業		
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金		
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金		
			社会教育主事講習派遣教員活動交付金		
			学校と地域の連携実践講座		
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業		
			学校支援		
			放課後支援（放課後子ども教室）		
			家庭教育支援		
			社会教育主事派遣事業		
			実証！「地域力」醸成プログラム		
			地域教育力市町村支援事業		
			家庭教育支援体制整備事業		
			Ⅲ-1-2	発達段階に応じた教育の振興	
				子ども読書活動推進事業	
				しまねのふるまい推進プロジェクト	
			Ⅲ-2	多彩な県民活動の推進	
				Ⅲ-2-1	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
					社会教育研修センター事業
					県立図書館事業
					青少年の家事業
					少年自然の家事業
					社会教育関係団体活性化事業
					生涯学習総合推進事業
					広大講習派遣
					社会教育委員の会
			島根県公民館連絡協議会		
			島根県社会教育委員連絡協議会		
			地区社会教育担当者連絡協議会		
		Ⅲ-2-3	芸術・文化の振興		
			青少年文化活動推進事業		
			ふるさとティーチャー派遣事業		

社会教育行政関係組織一覧

H25.4.1現在



【凡例】GL: グループリーダー SL: サブリーダー S: スタッフ

派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 山崎 敦史	社会教育スタッフ 企画幹 山根 肇 (0852-32-5775)	岸 宏 美	松江市派遣	0852-55-5656
		槇 野 吉 人	松江市派遣	0852-55-5324
		古 藤 康 則	松江市派遣	0852-55-5656
		名 目 良 明 利	松江市派遣	0852-55-5656
		福 本 修 司	安来市派遣	0854-23-3320
出雲教育事務所 所長 原 悟 司	社会教育スタッフ 企画幹 佐藤 孝志 (0853-30-5685)	大 森 伸 一	雲南市派遣	0854-40-1073
		大 国 亨	雲南市派遣	0854-40-1073
		田 中 茂 樹	奥出雲町派遣	0854-52-2680
		飯 国 秀 忠	飯南町派遣	0854-72-0301
浜田教育事務所 所長 春日 仁史	社会教育スタッフ 企画幹 寺本 典則 (0855-29-5709)	河 本 誠 二	浜田市派遣	0855-25-9720
		大 石 学	浜田市派遣	0855-25-9720
		吉 田 茂 延	大田市派遣	0854-82-1600
		松 原 聡	川本町派遣	0855-72-0704
		小 谷 明 浩	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 田原 博	社会教育スタッフ 企画幹 渋谷 秀文 (0856-31-9676)	内 村 文 雄	益田市派遣	0856-31-0622
		大 島 功 央	津和野町派遣	0856-72-1854
		杉 内 直 也	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 谷口 彰	社会教育スタッフ 企画幹 佐々木 朗 (08512-2-9776)	道 川 一 史	海士町派遣	08514-2-1222
		藤 野 幹 雄	海士町派遣	08514-2-1222
		元 上 治	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		藤 住 亨	知夫村派遣	08514-8-2301
		中 村 孝 志	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

教育庁内社会教育主事

山 本 一 穂	義務教育課 心の教育推進グループ	0852-22-6165
福 頼 弘 晃	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
村 尾 隆 晃	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
青 山 巧	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ S L	0852-22-5424
岩 佐 裕 章	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5424

国の機関・大学等

寺 井 由 美	島根大学教育学部附属教育支援センター 准教授	0852-32-9836
光 森 智 哉	島根大学教育学部附属教育支援センター 准教授	0852-32-9836
糸 賀 真 也	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 専門調査員	03-3823-8683
荒 金 岳 登	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
濱 野 健 一	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319
錦 織 修 一	国立江田島青少年交流の家 企画指導専門職員	0823-42-0661

II 施策概要

平成25年度当初予算額一覧表

○社会教育課分

(単位:千円)

事業名	H24 当初予算額	H25 当初予算額	増 減
結集！しまねの子育て協働プロジェクト	138,766	138,924	158
ふるさと教育推進事業	23,720	23,300	▲420
結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業	5,035	6,840	1,805
結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金	1,900	1,900	-
結集！しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金	400	400	-
社会教育主事講習派遣教員活動交付金	600	600	-
学校と地域の連携実践講座	400	422	22
コーディネーター等研修会	1,735	3,518	1,783
結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業	110,011	108,784	▲1,227
学校支援	40,395	108,784	▲1,227
放課後支援	68,848		
家庭教育支援	768		
実証！「地域力」醸成プログラム	8,700	5,500	▲3,200
モデル公民館(継続分)	4,200	2,700	▲1,500
モデル公民館(新規分)	1,000	-	▲1,000
実態調査・研究	2,500	1,600	▲900
事務局費	1,000	1,200	200
公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム	-	10,000	10,000
しまねのふるまい推進プロジェクト事業	5,170	2,800	▲2,370
親学プログラムの普及・定着	3,070	800	▲2,270
公民館ふるまい推進事業	2,100	2,000	▲100
社会教育主事確保・養成事業	6,574	6,434	▲140
広大講習派遣(社会教育主事の養成)	5,240	5,000	▲240
地域教育力市町村支援事業 (派遣社会教育主事研修)	1,334	1,434	100
子ども読書活動推進事業	50,608	8,374	▲42,234
乳幼児への読書普及事業	42,472	-	▲42,472
子ども読書活動総合推進事業	800	1,415	615
県立図書館機能強化事業	7,336	6,959	▲377
青少年文化活動推進事業	36,682	18,385	▲18,297
青少年文化活動推進事業	8,057	8,240	183
「ふるさとティーチャー」派遣事業 (外部指導者派遣、地域と中学校の文化部活動支援事業)	9,065	10,145	1,080
全国子ども神楽サミット	19,560	-	▲19,560

事業名	H24 当初予算額	H25 当初予算額	増減
家庭教育支援体制整備事業	220	220	-
社会教育関係団体活性化事業	219	1,524	1,305
生涯学習総合推進事業	637	942	305
図書館事業	127,190	127,459	269
耐震対策 (H23 耐震診断、H24 実施設計、H25 補強工事)※1	6,732	-	▲6,732
全国図書館大会	6,904	-	▲6,904
自転車置場改修工事	-	14,396	14,396
その他	113,554	113,063	▲491
社会教育研修センター事業	13,206	12,992	▲214
青少年の家事業	88,450	88,348	▲102
少年自然の家事業	76,666	88,723	12,057
耐震対策 (H24 耐震診断、実施設計、H25 補強工事)※2	12,166	-	▲12,166
浴室濾過装置設置工事	-	23,100	23,100
その他	64,500	65,623	1,123
行政事務費	16,000	15,357	▲643
合計	569,088	525,982	▲43,106

※1 図書館の耐震工事・・・H24年2月補正予算で24,054千円を措置(H25年度に繰越)

※2 少年自然の家の耐震工事・・・H24年2月補正予算で123,162千円を措置(H25年度に繰越)

○他課計上分

(単位:千円)

事業名	H24 当初予算額	H25 当初予算額	増減
結集！しまねの子育て協働プロジェクト	43,800	43,100	▲700
ふるさと教育推進事業	43,800	43,100	▲700
実証！「地域力」醸成プログラム	16,110	10,750	▲5,360
モデル公民館(継続分)	4,227	10,750	6,523
モデル公民館(新規分)	7,200	-	▲7,200
実態調査・研究	4,683	-	▲4,683
緊急雇用創出事業	-	9,904	9,904
神話のふるさと島根子ども神楽情報発信事業	-	4,000	4,000
ふるさと教育の見直しに向けた調査事業	-	1,968	1,968
子ども読書活動推進事業「未就学児対策事業」	-	3,936	3,936
合計	59,910	63,754	3,844

(単位:千円)

○総計 628,998 589,736 ▲39,262

1 教育の充実 (Ⅲ-1)

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立していくことができる子どもたちを育みます。

【施策】

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 (Ⅲ-1-1)

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、その力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

【主要事業】

①結集！しまねの子育て協働プロジェクト

子どもの健やかな成長は県民総ての願いです。しかし、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、社会全体の教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
結集！しまねの子育て協働プロジェクト	※内訳(各事業)については、以下の(ア)～(キ)に再掲	
小計	社会教育課分 ※他課計上分との合計	138,924 (182,024)

(ア) ふるさと教育推進事業

ふるさとへの愛着と誇りをもち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業・課題といった教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域へ出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねるなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を県内すべての公立小中学校で実施します。

また、ふるさと教育を通じて、地域の大人が学校教育を支援する気運を醸成します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさと教育推進事業	○市町村交付金 ・県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で「ふるさと教育」を実施するため、定額交付金を助成	23,300

	<p style="text-align: center;">1校あたり7万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと教育」を実施するにあたり、地域課題（地域医療）をテーマに取り組む場合、その活動に係る経費を上乗せ 1校あたり小学校10万円 中学校20万円 <p>【第3期の方向性(H23~H25)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育活動全体で進める「ふるさと教育」 ○「子どもの教育は地域の大人の役割」という意識の醸成 	(43, 100)
(小計)	※他課計上分との合計	(66, 400)

(イ) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業

地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めるために、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業を有機的に連携させ、協働して子どもを育んでいく活動をとおして、地域全体の教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業	①結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金 ・ふるさと教育の推進など、学校・家庭・地域住民が連携協力して子どもの教育や子育てを支援する市町村の取組に対して定額交付金を助成 1市町村あたり10万円	1,900
	②結集！しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金 ・他のモデルとなるような学校・家庭・地域住民が連携協力して行う学校の活動に助成 1校あたり上限10万円	400
	③社会教育主事講習派遣教員活動交付金 ・当該年度に広島大学で社会教育主事の資格を取得した教員のフォローアップ研修として行う、学校・家庭・地域の連携協力に関する活動に係る経費を派遣元の学校に交付 1人あたり3万円	600
	④学校と地域の連携実践講座 ・ふるさと教育の質と量の充実を図るとともに、学校と地域が連携して取り組む子どもの教育や子育てを推進するために、市町村立の小・中学校および特別支援学校を対象に研修を開催	422

	⑤コーディネーター等研修 ・コーディネーター等の養成・資質向上のための研修と県推進委員会の設置	3, 518
小 計		6, 840

(ウ) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業

学校支援、放課後支援、家庭教育支援等、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく、市町村の取組を支援します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業	<p>①学校支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた仕組・組織のもとに、コーディネーターが核となり、学習支援、環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を実施 ・本部数 14市町村64本部 <p>②放課後支援(放課後子ども教室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後や週末等に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を提供 ・放課後児童健全育成事業と連携した総合的な放課後対策の推進(放課後子どもプラン) ・箇所数 170ヶ所 <p>③家庭教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施主体となり、親学プログラム及び親学ファシリテーターを活用し、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動を実施 ・親学ファシリテーター等の組織化等による相談対応 ・親学プログラムを活用した保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供など ・実施市町村数 15市町村 <p>※結集！子育て協働プロジェクト補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 2/3 (国 1/3、県 1/3、市町村 1/3) 	
小 計		108, 784

②社会教育主事確保・養成事業

学校・家庭・地域住民の信頼関係に基づく実践活動を普及拡大し、三者の連携協力関係を県内各地域で具体的に構築していくため、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣し、社会教育主事の専門性を活かしながら学校・家庭・地域の連携体制づくりを積極的に推進します。

あわせて、学校・家庭・地域住民が連携協力した社会教育事業の推進、島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進、地域社会における人づくり・地域づくりの推進を担う派遣社会教育主事・市町村の社会教育担当者の資質の向上を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
社会教育主事派遣制度	学校・家庭・地域住民の連携協力関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣	派遣者数22名 (6市9町1村)
広大講習派遣	公立小中学校教員等に社会教育主事の資格を取得させるため、必要な講習へ派遣(上限20人)	5,000
地域教育力市町村支援事業	派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催 ・新任派遣社会教育主事等研修会(年1回) ・派遣社会教育主事等研修会(年3回) ・市町村社会教育担当者研修会(年1回)	1,434

③実証!「地域力」醸成プログラム

社会総がかりで教育力を充実していくためには、その基盤として県民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に取り組んでいく「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)を高める必要があります。

このため、人づくり・地域づくりの拠点である公民館に光を当て地域に根ざした住民自治活動の振興を図るとともに、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。

また、これまでの成果を全県的に波及させていくため、事例を丁寧に再検証し、地域力醸成のノウハウを調査・研究します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
実証!「地域力」醸成プログラム (モデル公民館)	公民館が実施する地域課題の解決や地域の元気回復につながる取組を支援。 ・島根県公民館連絡協議会へ実証事業を委託 ・モデル公民館 [通常枠] 継続9カ所 [特別枠]* 継続20カ所 *中山間地域実践、外国人との共生、婚活、高齢者対策、耕作放牧地対策、神々の国しまねプロジェクト	2,700 (10,750)
実証!「地域力」醸成プログラム (調査研究事業)	モデル公民館の事例を再検証し、地域力醸成のノウハウを全県的に波及。(県公連へ委託) ・モデル公民館の取組の実態調査・事例集作成 ・成果発表会 ・モデル公民館訪問研修(県内5カ所) ・「地域力」醸成塾(県内2カ所)	2,800
小計	社会教育課分 ※他課計上分との合計	5,500 (16,250)

④家庭教育支援体制整備事業

「教育の原点は家庭教育にある」と言われ、家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。しかしながら、「過保護、過干渉」的な傾向、放任主義等による家庭の教育力の低下が要因となり、メディア漬けの日々からくる自然体験不足や生活習慣病などの低年齢化傾向、基本的な生活習慣の未定着等、様々な問題が発生しています。

こうした課題に対して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら社会総がかりで教育力を向上していく必要があります。

そこで、家庭教育の意識啓発を行うため、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として、家庭教育に大きな関わりを持つPTAと連携し、また、その核となるPTA役員等の研修を通して家庭教育の支援体制を進めます。

事業名	事業内容	予算額(千円)
家庭教育支援体制整備事業	地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会及び研修会の開催 ①県PTA連合会合同連絡協議会の開催 ②PTA連合会合同研修会の開催 ・県レベルの各PTA役員等の資質及び指導力の向上 ・各PTA連合会の連携強化と活動意欲の高揚	220

【施策】

(2) 発達段階に応じた教育の振興 (Ⅲ-1-2)

子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切にできる心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

このような子どもの感性や人間性を育むために、県内のすべての小中学校で、学校図書館を有効に活用した読書活動や挨拶、コミュニケーション力、思いやりの心などふるまい向上の視点を取り入れた「心の教育」を推進していく必要があります。

【主要事業】

①子ども読書活動推進事業

第二次「子ども読書活動推進計画」(H21～H25年度)の進行管理を行うとともに、「子ども読書フェスティバル」や「しまね読書ファミリー」の募集を通じて、子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、すそ野の広い読書運動を展開し「子ども読書県しまね」の実現を目指します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進会議	県内における子ども読書活動の推進方策について協議するため、島根県子ども読書活動推進会議を開催 ・第二次推進計画の進行管理や子ども読書活動における指導・助言 ・第三次推進計画の策定	815
子ども読書フェスティバル	・子ども読書フェスティバルの開催(県内3か所での開催を予定) ・「しまね読書ファミリー」の募集	600
県立図書館機能強化事業	県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を充実させるため、県立図書館の使命である学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化 ①学校司書等の人材養成研修 ・学校図書館に配置される司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門研修 ・子ども読書活動を幅広い県民運動として展開するための読書ボランティアを発掘・養成する基礎研修 ②司書配置の強化 ・人材養成研修実施に伴う直営司書の業務増を補うため、嘱託職員を3名配置し、併せて開館日や開館時間の増など直接サービスを改善	6,959
小計		8,374

②しまねのふるまい推進プロジェクト(社会教育課分)

県全体として「ふるまい(礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称)」の向上を目指し、特に子どもと保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着と家庭教育及び子育て支援の充実及び気運の醸成を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
しまねのふるまい 推進プロジェクト	各市町村における親学プログラムや親学ファシリテーターを活用した取組支援や公民館等への活動への助成を行います。 ①親学プログラムの普及・定着 ・親学プログラム市町村支援 ・親学ファシリテーターのスキルの維持・向上 ・親学プログラムの広報・啓発 ・プログラムの更新・開発検討 ②公民館ふるまい推進事業 ・公民館を拠点とした、親子を対象としたふるまいの向上、定着を図る活動を支援 ・40公民館等へ活動助成金を交付(島根県公民館連絡協議会へ委託) 1公民館あたり5万円程度 (上限10万円)	800 (3,900) 2,000
小計	(再掲分含む合計)	2,800 (6,700)

2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ－２）

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

【施策】

（１）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進（Ⅲ－２－１）

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、生涯学習推進施設や社会教育施設（公民館、図書館、社会教育研修センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

【主要事業】

①社会教育研修センター事業

県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設の職員や社会教育関係者の専門的力量を高めていく必要があります。

このため、社会教育研修センターにおける指導者養成機能を強化し、市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的スキルを高めるための研修を実施します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
社会教育研修センター事業（人材養成事業）	①社会教育の実践者（公民館等職員、NPO関係者等）が求める専門的知見（学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど）を提供する人材養成研修を実施 ○主催講座 ・社会教育・地域活動に携わる上で必要な基礎的知識や技術、島根県の社会教育の現状などを学ぶ。 ・社会教育の実践活動に対応した専門的知識や指導技術を学ぶ。 ・「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の推進に向けて、その実践者としての役割について理解を深め、必要な知識や技術を学ぶ。 ○市町村支援事業 市町村主催の社会教育に関する研修会を実施する際、より充実した研修となるよう支援を行う。 ○社会教育主事資格取得講習 文部科学省からの委託を受け、社会教育主事資格の付与を目的とした講習を実施。 ②親学プログラム普及、検証 ・親学プログラムの検証 ・親学プログラムリーフレットの作成 ③社会教育・生涯学習の情報提供と教材貸	2,717

	出 <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「しまねの社会教育だより」発行 ・ホームページの充実 ・学習相談に応じ、学習情報を提供 ・視聴覚センターで教材の貸出・閲覧 ・放送大学学生、視聴体験希望者に放送大学の授業テープの室内視聴や貸出を行う。(西部) 	
社会教育研修センター事業（維持管理費）	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの維持管理に関する経費	10,275
小計		12,992

②図書館事業

県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
図書館活動推進事業	<p>県民の学習要求に応えるため、資料提供やレファレンス等を通じて、いつでもどこでもだれでも学ぶことのできる環境を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①図書の購入・選定・管理 ②図書館情報システムの運用 ③館内閲覧・貸出 ④調査相談（レファレンス） ⑤相互貸借 <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の公共図書館及び大学図書館との資料相互貸借 ⑥高齢者・障がい者郵送等貸出サービス <ul style="list-style-type: none"> ・最寄の図書館への来館が困難な高齢者や障がい者が在宅で県立図書館の図書を借りられるサービスを実施 ⑦団体等貸出 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、公民館等への図書の一括貸出 ・石見部では、西部読書普及センター（浜田市長沢町）を拠点に実施 ⑧研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館等の司書職員等を対象に、専門性を高めるための研修や巡回訪問を利用した出前研修を実施 ⑨文化講座開催 <ul style="list-style-type: none"> ・「出雲国風土記を読む会」「古文書を読む会」「しまね文学散歩」等の文化講座を定期的に開催 ⑩広報啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・館報、図書館要覧の発行 	92,111

	<p>⑩図書館協議会 ・委員 10 名、年 3 回程度開催</p>	
市町村支援事業	<p>県民にとって利便性の高い市町村立図書館や読書施設に対する支援を通じて、県内全域にわたる図書館サービスの充実を図る</p> <p>①特別貸出 ・図書館未設置町村及び蔵書の不足している市町村立図書館に対し、長期一括貸出を実施</p> <p>②協力巡回 ・市町村立図書館等を巡回訪問し、運営面の諸課題について助言指導</p>	3 4 0
子ども読書支援事業	<p>児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図る</p> <p>①幼児・児童読書普及 ・子ども室の運営 ・読書普及指導員の派遣 ・親子読書アドバイザーの育成・支援</p> <p>②子ども読書推進講座開催 ・「こどものつどい」や「子どもお楽しみ会」等の開催</p> <p>③学校への支援 ・学校図書館への直接団体貸出等 ・市町村立図書館職員向け研修への学校司書の受入れ</p>	4, 4 6 7
郷土資料整備収集事業	<p>郷土資料の収集・保存・提供</p> <p>①郷土資料収集・保存対策 ・島根県に関する古文書、古絵図等の郷土資料を調査、収集し、保存性や利便性を高めるためのマイクロフィルム化、デジタル画像化を計画的に実施</p> <p>②郷土文献情報検索システム事業 ・郷土の記事・論文データ作成を進め、インターネットも活用して広く情報提供</p> <p>③郷土資料モニターと連携した資料収集</p>	1 6, 1 4 5
施設維持管理	<p>耐震補強工事等を実施する</p> <p>・耐震補強工事の実施 ・自転車置場改修工事</p>	2 4, 0 5 4 1 4, 3 9 6
小 計		1 5 1, 5 1 3

③青少年の家事業

小中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
主催事業	<p>青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供。</p> <p>①サン・レイク フェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を開放し、施設がもつプログラムを体験する場を提供する。 ・湖面活動プログラムを広く県民に開放し、家族で楽しむ機会を提供する。 <p>(5月、10月開催)</p> <p>②にこにこファミリー</p> <p>親子の共同・交流体験等を通じて家族の交流活動を奨励するとともに、親学プログラムを実施し家庭の教育力向上に資する。(6月、1・2月開催)</p> <p>③サン・レイク体験クラブ</p> <p>主催事業の事前指導他サポーターとして必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供するとともに、サポーター同士の交流を図る場を設定する。</p> <p>(年間)</p> <p>④キッズ・サマーチャレンジ</p> <p>小・中学生が困難を克服する体験や社会性を養う体験、身近な自然を感じる体験の機会を設定する。</p> <p>(7月末～8月開催 キッズ4泊5日、サマー6泊7日)</p> <p>⑤いけずっこチャレンジ</p> <p>年長児や小学生(低学年)が親元を離れて宿泊したり、基本的な生活習慣の確立や協調性を育む体験の機会を設定する。(11月開催)</p> <p>⑥長期宿泊体験活動モデル事業</p> <p>小学校と連携し、長期の集団宿泊体験活動を通じて施設としての支援のあり方探り、その成果を県内に広く普及する事業をモデル的に実施する。</p> <p>(10月開催)</p> <p>⑧青年対象交流事業</p> <p>青年層に当施設を知ってもらうとともに、交流を図る場を設定する。</p> <p>(12月開催)</p> <p>⑨プログラム開発</p> <p>海のプログラムの充実や周辺の森等を活用した幼児及び小学生向けのプログラムを開発する。</p> <p>⑩ふるまい向上運動</p> <p>施設利用上のルールの徹底と利用者のマナー向上のための方策を検討し、実施する。</p>	2,500

受け入れ事業	湖面活動（カッター、サバニ、カヌー）、 野外活動（オリエンテーリング、サイクリング等）、創作活動（ガラス工芸、レザークラフト等）、スポーツ活動（ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ等）など様々な体験や研修ができるようプログラムの提供や、指導を行う。	17,595
青少年の家維持管理業務		1,998
青少年の家内部管理業務		893
研修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能を活かした体験活動プログラムの提供。 ・研修目的に応じたプログラムの提供。 ・団体の自主性を尊重したプログラムの作成を支援。 ・様々な体験プログラムによる研修指導、艇指導、宿泊指導を実施する。 	3,550
運営委員会	運営委員15名、年2回開催	262
青少年の家指定管理事業等	青少年の家の施設設備の維持管理業務を指定管理者が代行する。	61,550
小計		88,348

④少年自然の家事業

小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
主催事業	<p>青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供。</p> <p>①利用団体指導者研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団宿泊生活の教育的意義と集団生活の効果的で安全な実施方法について研修会を開催する。 (前・後期の2回開催) <p>②オープンデー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を家族で体験し交流を深める。 (春・秋の2回開催) <p>③チャレンジ・ザ・サマー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通してより良い関係を築くとともに、絆や交流を深める。 (年2回開催) <p>④ジュニア・サマー・キャンプ、子ども探検隊 in 自然の家、ジュニア・ウイン</p>	1,663

	<p>ター・キャンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の中・高学年児童が、自然との関わりを通して様々な体験活動や宿泊生活を行い、人間関係能力を育むとともに自然への興味・関心を高め、集団生活における規律を学ぶ。また、大学生ボランティアと参加者との交流を図る。(各1回開催) <p>⑤森と海のつどい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクアスでの宿泊体験を通して、魚の生態を観察したり、自然の家での体験活動を通し、家族相互の交流を図る。(年2回開催) <p>⑥野外活動講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外活動に関心を持つ保護者が、野外活動に必要な知識・技術について研修し、指導者としての実践力を身につけると共に、幼児期や小学校低学年時における体験活動の必要性を理解する。(半日2回、宿泊1回開催) <p>⑦リーダー研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田管内中学2年生の次年度生徒会役員を対象。各中学校の生徒会を中心としたリーダーが集まり、グループミーティング等を通して、リーダーとしての自覚を持ち、また各校の取り組みを知り、交流を図る。(1回開催) <p>⑧外部団体参画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力向上を目指し、NPO等の団体と協働して浜田管内の親子を対象に様々なプログラムを提供する。 <p>○広報・啓発事業</p> <p>施設利用や主催事業参加の促進を図るため、広報・啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所報、利用の手引き、活動資料、リーフレット、入所関係資料等を作成する。 ・自作チラシを作成し、広報活動に出かける。 	
受け入れ事業	<p>施設利用者に対し、様々な体験プログラムの提供や、研修指導や宿泊指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒険の森(フィールドアスレチック)活動、炊飯活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供。 	14, 400
運営委員会	運営委員14名、年2回開催	201
少年自然の家維持管理業務		27, 718

少年自然の家内部 管理業務等		21,641
修繕等	耐震補強工事等を実施する。 ・耐震補強工事 ・浴室改修工事（濾過機設置）	123,162 23,100
小計		211,885

⑤社会教育関係団体活性化事業

社会教育関係団体が実施する人材養成研修等への支援を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
社会教育関係団体 活性化事業	①県連合婦人会研修事業助成金	200
	②優良少年団体表彰	24
	③全国国公立幼稚園 PTA 全国大会 島根県大会助成（県幼稚園 PTA）	300
	④第16回日本ジャンボリー派遣事業補 助金（日本ボーイスカウト島根連盟）	1,000

⑥生涯学習総合推進事業

社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会を開催します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
生涯学習総合推進 事業	①島根県社会教育委員の会 ・社会教育法に基づき委嘱した社会 教育委員の会議を開催 ※社会教育委員は、社会教育に関 し、教育委員会に助言し、又は 意見を述べることができる。	897
	②その他 ・各種負担金など	45

【施策】

(2) 芸術・文化の振興 (Ⅲ-2-3)

芸術・文化は、子どもたちの創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し、尊重し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。また同時に、21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい人材を育成するために、郷土やわが国の文化・伝統を尊重し、他の国や地域の文化・伝統に敬意を払う意識を涵養することも重要です。

このため、青少年の文化活動を地域が支援するという理念に基づき、地域との連携を重視した事業展開を図りながら、心豊かな人材育成と芸術・文化の振興を図ります。

具体的には、本物の芸術・文化に親しむ機会を確保することにより、青少年の豊かな情操を培うとともに、次代の文化活動の担い手を育成するため、学校・地域・文化団体と連携し、活動成果の発表機会の提供や、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図ります。

【主要事業】

① 青少年文化活動推進事業

学校文化部活動への支援により、青少年文化部活動の普及・振興を図り、児童生徒の文化活動に対する顕彰等を行うことで、青少年活動の向上を推進する。

事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年文化活動推進事業	○青少年文化活動の向上・推進 ①島根県児童生徒学芸顕彰 全国大会において入賞した児童、生徒を教育長が顕彰する。 ②全国大会出場校知事激励 合唱・吹奏楽・演劇・郷土芸能・日本音楽における最高峰の全国大会に出場する高校に、知事激励金を授与する。 ○青少年文化活動の普及・振興 ①島根県高等学校文化祭の共催 島根県高等学校文化連盟に負担金を交付し、各分野別の基幹事業を共催する。 ②全国高等学校総合文化祭への参加促進 県高文連を通じて大会に参加する生徒の旅費を補助する。 ③高校文化活動に関する窓口機能強化 高校文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実を支援する。	8,240

② ふるさとティーチャー派遣事業

学校・家庭・地域の連携を推進することで、学校、地域の文化活動、文化部活動の活性化を図る。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさとティーチャー派遣事業	○地域指導者(ふるさとティーチャー)派遣 ・中学・高校の学校文化部活動に社会人指導者を派遣することにより、活動水準の維持・向上を図る。	9,095
	○地域と中学校の文化部活動支援 ・中学生文化部による自発的な地域貢献活動・異世代間交流活動を支援するこ	1,050

	とにより、中学校文化部活動の活性化と地域社会との連携協力を推進する。	
--	------------------------------------	--

③神話のふるさと島根 子ども神楽情報発信事業

「神々の国しまねプロジェクト」の一環として、地域の伝統文化「神楽」を通して、ふるさと島根を愛し、誇りに思う心を育む。

事業名	事業内容	予算額(千円)
神話のふるさと島根 子ども神楽情報発信事業	県内で「神楽」の伝承活動に取り組む子どもたちの情報を集約、発信することにより、子ども神楽の取組支援を行い、地域の伝統文化伝承に向けた機運の醸成、後継者の育成、確保を支援する。 ※重点分野雇用創出事業	(4,000)

④芸術鑑賞機会の提供

県内の児童・生徒に優れた芸術鑑賞の機会を提供する。

事業名	事業内容	予算額(千円)
芸術鑑賞機会の提供	○次代を担う子どもの文化芸術体験事業 【巡回公演事業】(文化庁事業) 優れた舞台芸術の鑑賞及び公演団体による実演指導とワークショップを行う ○島根県児童演劇巡回公演 (社)日本児童演劇協会と連携し、良質で安価な児童劇を提供 ○島根県青少年劇場小公演 (財)日本青少年文化センターと連携し、良質で安価な公演を提供 ○児童演劇島根県青少年音楽鑑賞事業 島根県在住の音楽家を登録し、学校における公演を仲介する	—

《主要施策に係る資料集》

子どもは地域の宝です。

学校・家庭・地域の力を結集して
子どもを健やかに育てましょう。



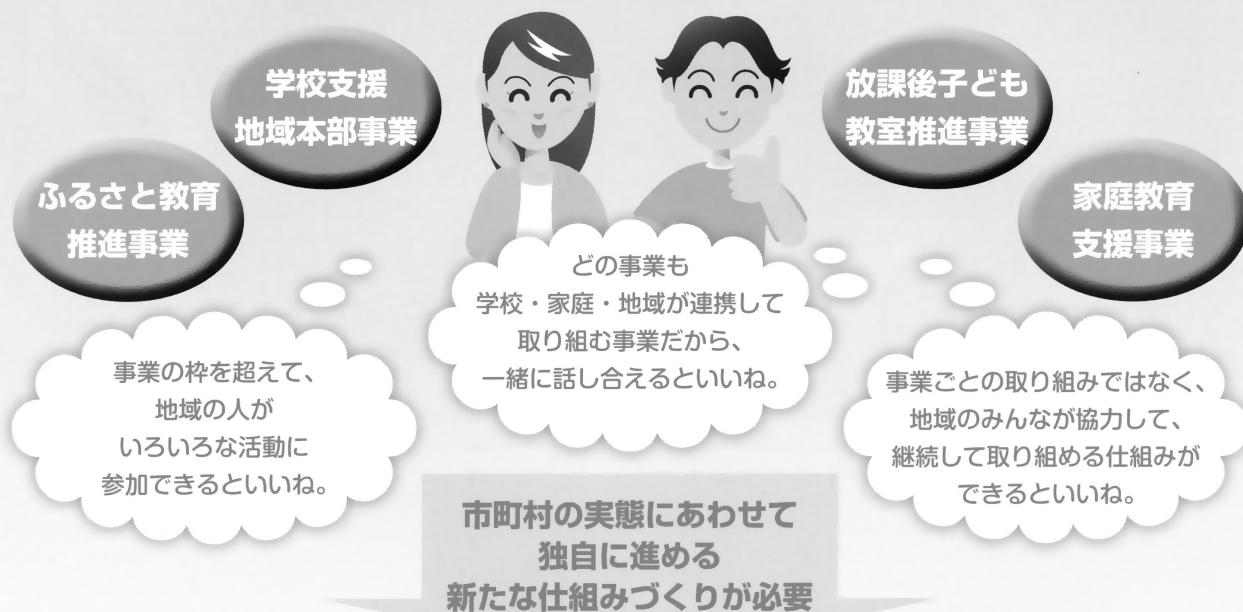
結集！しまねの子育て協働プロジェクトのねらい

子どもの健やかな成長は県民総ての願いです。しかし、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。未来を担う子どもたちを健やかに育てるためには、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民の連携協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、社会全体の教育力の向上を図ります。

島根県ではこれまでも子どもや学校を核にした事業に取り組んで来ました。

子どもの健やかな成長や地域の活性化に成果を上げていますが、課題もあります。



新たな仕組みづくり(地域全体で教育に取り組む体制づくり)の提案

① センターの 設置

情報と人材を集め、総合的に企画・調整・連絡を行う活動の拠点を設置しましょう。

(イメージ図を右のページに示しています。)

② コーディネーター の配置

学校支援、放課後支援、家庭教育支援の取組を総合的に調整するコーディネーターを配置しましょう。

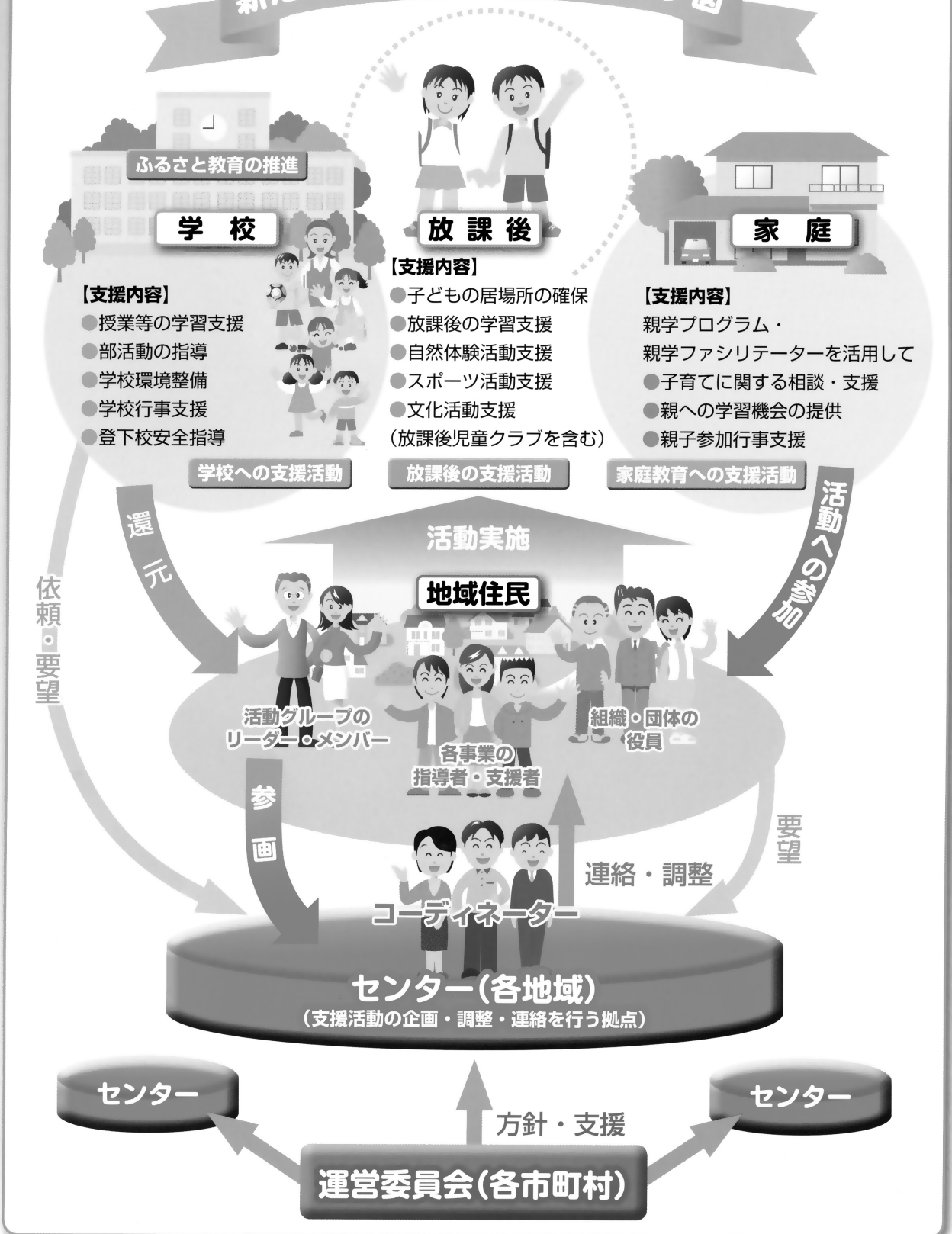
③ 人材の養成と 情報の管理

合同研修会の開催や人材バンクの一元化など、効果的に効率よく運営しましょう。

④ 運営組織の 一本化

複数の会議を一つにまとめ、総合的に検討が進められる組織を作りましょう。

新たな仕組みづくりのイメージ図



センターのイメージは、学校支援地域本部をモデルにしています。公民館やボランティアセンターのほかに、学校の空き教室にセンターを設置する地域もあるでしょう。

センターには、コーディネーターが居て、学校への支援活動、放課後の支援活動、家庭教育への支援活動に関するニーズや情報を集約し、総合的にコーディネートします。

保護者や地域住民は、従来の事業ごとの活動ではなく、自分が希望する時間や内容に応じて活動することができます。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト の3つの事業

ふるさと教育推進事業

子どもたちの「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性や社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」を育むため、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を全ての市町村立小中学校で進めます。

- 県は ●小中学校に活動費を交付
●市町村の推進体制構築のための支援
- 市町村は ●ふるさと教育推進計画を策定
●学校と地域との関係づくりを推進
- 学校は ●全学級で年間35時間以上の学習活動
●学校教育活動全体での展開



結集！しまねの子育て 協働プロジェクト支援事業

- 結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金
市町村が行う学校・家庭・地域が連携協力して子どもの教育や子育てを支援する取組に対して交付金を交付します。
- 結集！しまねの子育て協働プロジェクト学校活動モデル事業交付金
学校・家庭・地域が連携協力して行う子どもの教育や子育て支援に関する企画を提案した学校の活動費を助成します。
- 学校と地域の連携実践講座
ふるさと教育の充実を図りながら、地域全体の教育や子育て支援の取組との連携を推進するために教員研修を行います。



結集！しまねの子育て 協働プロジェクト補助金事業

学校支援、放課後支援、家庭教育支援をひとつの枠組みの中で実施する文部科学省の補助金事業を活用し、市町村の取組に補助金を交付します。

①学校支援

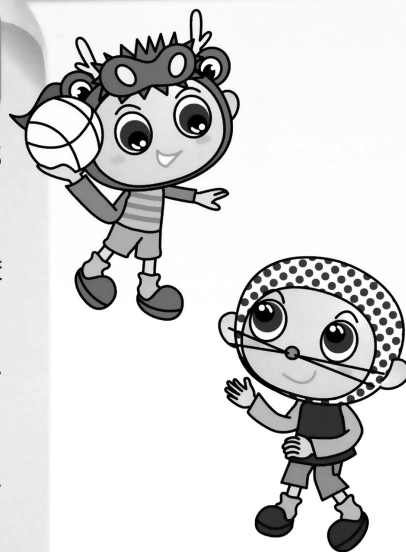
地域の実情に応じた仕組み・組織のもとに、学習支援・環境整備、登下校の見守りなどのボランティア活動を中心とする学校支援活動を行います。

②放課後支援（放課後子ども教室）

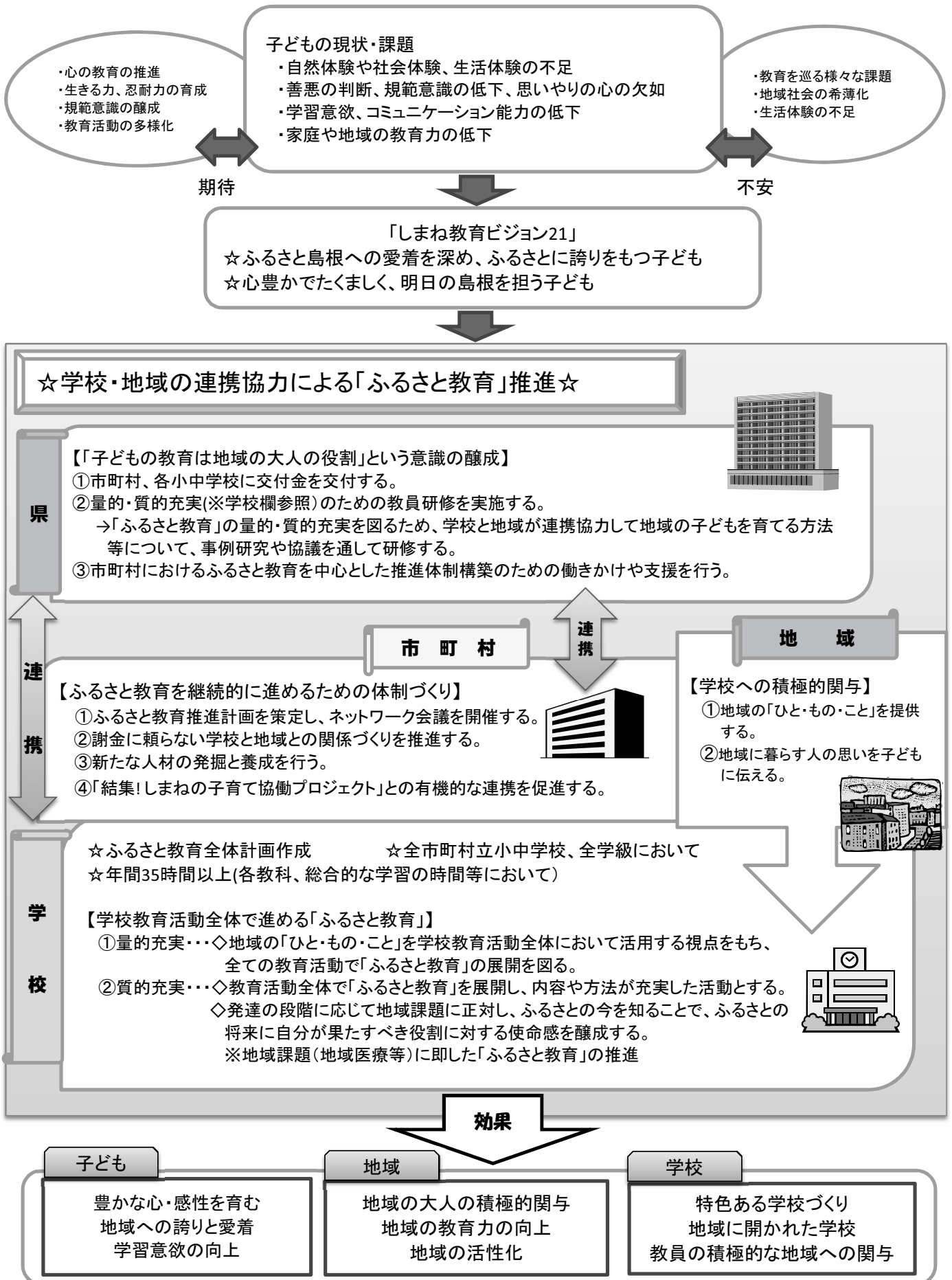
放課後や休日に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を提供します。

③家庭教育支援

親学プログラム及び親学ファシリテーターを活用し、全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動を推進します。

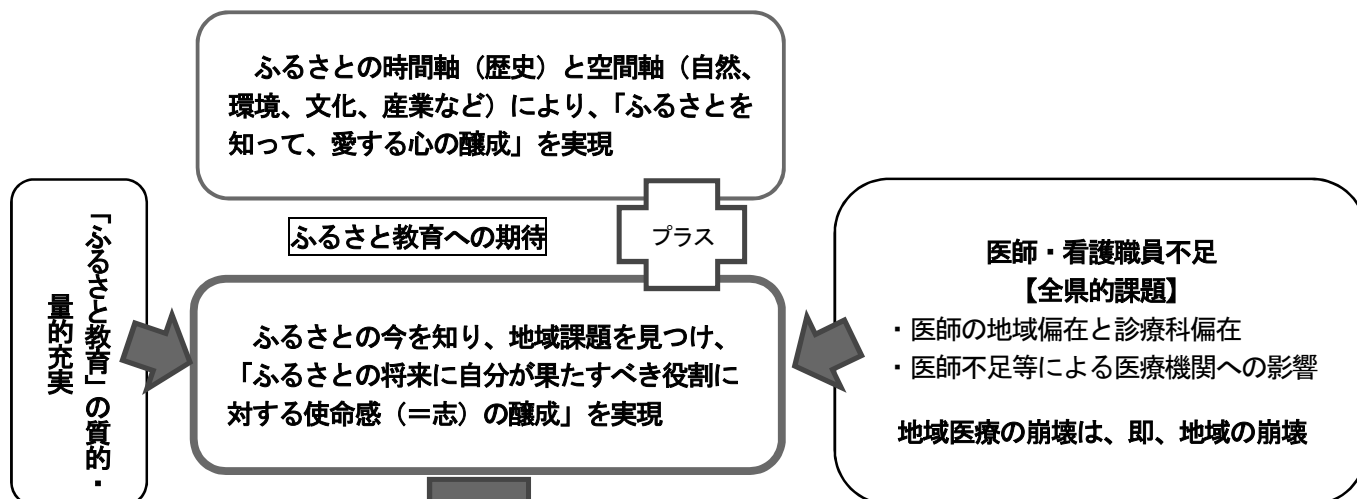


ふるさと教育推進事業



ふるさと教育推進事業

地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」



地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」の推進

◇ねらい

島根県の地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割について考えることができる。

◇主な対象

小学校5・6年生及び中学校1年生

◇内 容（例）

1. 地域医療の現状及び課題を知る

- ① 島根県健康福祉部医療政策課作成資料「島根県の医療について」及びDVD「知ろう！学ぼう！医療の現場～明日のしまねを支える君たちへ～」の活用【県内全小中学校へ配布済み】
- ② 医療関係図書による調べ学習
- ③ 学校医等の医療従事者の講義

2. ふるさとの将来に自分が果たすべき役割について考える

- ① 調べ学習等のまとめと発表
- ② 学校医等の医療従事者との懇談

3. その他

医療現場の見学・体験（職場体験学習とのリンク）など

児童・生徒の発達段階と学校及び地域の実情に応じた実践(2～10時間程度)

～地域課題（地域医療）に即した「ふるさと教育」を実施する場合～

- ◆ 県はその活動に係る経費を通常のふるさと教育とは別に市町村を通して交付します。【平成25年度限定】
- ◆ 交付金額・・・小学校1校あたり10万円（上限）
中学校1校あたり20万円（上限）
- ◆ 対象経費・・・需用費（調べ学習用図書費【医療に関連する図書のみ】、資料代、文具等）、報償費（謝金）、旅費、役務費（郵便料、電信電話料、バス運賃等）、使用料（会場使用料、借り上げバス代等）
※調べ学習用図書費は、小学校5万円、中学校10万円を上限とします。
- ◆ 申請方法・・・通常のふるさと教育に併せて実施計画書等を提出してください。
- ◆ その他・・・全小中学校へ配布してある資料及びDVDの積極的活用をお願いします。

学校支援

結集！しまねの子育て協働プロジェクト

放課後支援

ふるさと教育

有機的な連携

家庭教育支援

学校支援

社会教育で学んだ成果を生かす場に

子どもと向き合う時間の拡充

地域の教育力の向上

地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

協力依頼

市町村運営委員会
地域教育協議会 等

学校支援

コーディネーター

調整

学校支援ボランティア(無償)

【学習支援活動】

【部活動指導】

【環境整備】

【登下校安全指導】

【学校行事支援】



【様々な技術・特技を持つ人】

学校支援活動に参加する
意欲のある地域住民が協力

(例) 教員、社会教育主事、司書、学芸員、情報処理技術者、保育士、看護師、栄養士、プロアスリート経験者、海外勤務経験者、造園業、大工、レクリエーション指導、調理師、和裁・洋裁 等

学校支援 市町村別実施状況

(H25年3月現在)

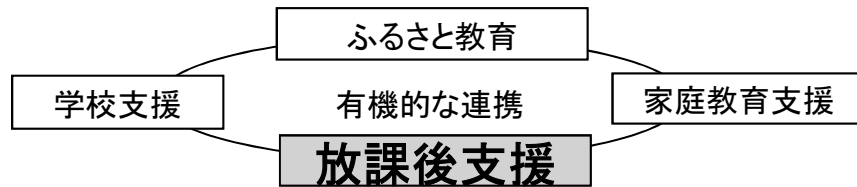
市町村名	事業実施										学校支援地域本部数										対象学校数									
	事業実施										学校支援地域本部数										中学校					小学校				
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20	H21	H22	H23	H24	H25						
1 松江市 (旧東出雲町)	○	○	○	○	○	○	4	4	4	4	16	16	4	4	4	4	16	16	17	17	3	3	34	35						
2 安来市							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0						
3 出雲市 (旧斐川町)	○	○	○	○	○	○	13	13	13	13	15	15	13	13	13	13	15	15	0	36	37	40	40	0						
4 雲南市	○	○	○	○	○	○	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	0	21	21	20	19	18						
5 奥出雲町							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0						
6 飯南町	○	○	○	○	○	○	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	0	0	0	4	4	0	0	0						
7 浜田市	○	○	○	○	○	○	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	27	25	25	25	20						
8 大田市	○	○	○	○	○	○	1	1	1	3	4	5	1	1	2	3	4	5	1	1	5	5	12	14						
9 江津市	○	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	4	9	8	8	8						
10 川本町							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	0	0	0	0	0						
11 美郷町	○	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2						
12 邑南町	○	○	○	○	○	○	1	1	1	1	2	2	1	1	2	3	3	3	3	3	9	8	8	8						
13 益田市	○	○	○	○	○	○	1	1	1	17	17	16	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	18	17						
14 津和野町	○	○	○	○	○	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	6	6	5	5						
15 吉賀町	○	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	5	5	5	5	5						
16 海士町	○	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2						
17 西ノ島町	○	○	○	○	○	○	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	3	3	0	0	0						
18 知夫村							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0	0	1	1	1						
19 隠岐の島町	○	○	○	○	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	6	4	4	7	7						
県合計	17	17	17	14	14	14	48	48	48	77	78	64	55	64	63	77	77	65	130	144	146	181	187	146						
県内公立学校総数																	104	104	102	102	101	99	252	252	245	234	229	221		
対象校の全校校数に占める割合																	52.9%	61.5%	61.8%	75.5%	76.2%	65.7%	51.0%	57.1%	59.0%	77.4%	81.7%	66.1%		

※平成20～22年度は「学校支援地域本部事業」文部科学省委託事業として、平成23年度からは「学校・家庭・地域による教育支援活動促進事業」(文部科学省補助事業)として実施。
 ※平成20～23年度の記載数値は各年度の実績報告書から、平成24年度の数値は平成24年度事業計画書から、平成25年度の数値は平成25年度仮申請書から転記。(いずれも各市町村作成)
 ※県小学校・中学校数は、各年度の「学校基本調査」から公立校(分校を含む)数を転記。

放課後支援

子どもたちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



放課後子ども教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

コーディネーター

(活動の企画、地域との連絡・調整)

教育活動支援員

(学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施)

教育活動サポーター

(プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理)

【活動の例】

○学習活動
宿題の見守り
読み聞かせ

○体験活動
工作・実験教室
料理教室
スポーツ・文化活動

○交流活動
自由遊び
昔遊び
地域行事への参加

○その他
見学など

放課後子どもプラン

放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室の活動に参加するなど、連携して実施

学校(学校支援地域本部)・
公民館・図書館など

活動場所の提供や
学習・体験プログラムの共有など様々な形で連携・協力

参画

地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

参画

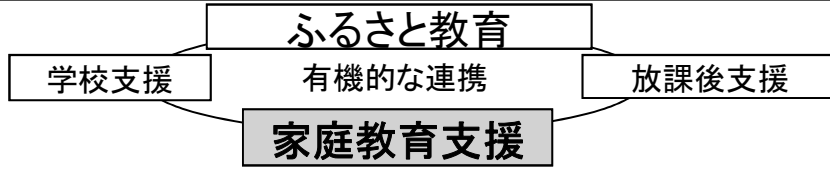
地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など

家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

結集！しまねの子育て協働プロジェクト



楽しく語り合う

悩みの共有

気づき

親としての成長

親同士がつながる

不安の解消



子育てについて語り合う

乳幼児から中学生をもつ親(保護者)を対象に、親としての役割や子どもとのかかわり方の気づきを促す。

親学プログラム

- ・親としての心構え
- ・親子のコミュニケーション
- ・生活リズム
- ・しつけとルール
- ・安全と健康
- ・遊びと体験
- ・個性と夢



保育所
保護者会

幼稚園
保護者会

小学校
就学時健診

中学校
PTA研修

相談対応・情報提供

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、さまざまな家庭の状況に応じた相談対応や情報の提供。



支援

家庭教育支援チーム

- 【チーム構成員】
- 親学ファシリテーター、臨床心理士、スクールカウンセラー、保健師、民生児童委員、元教員等

公民館

図書館

子育て支援センター

乳幼児健診



支援

参画

親学ファシリテーター(親学プログラムの進行役)

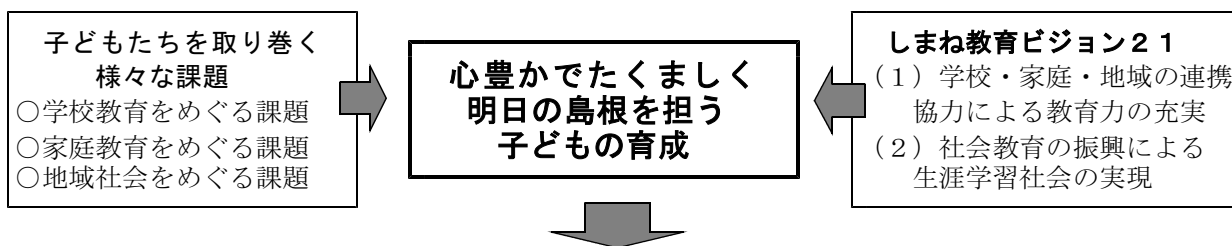
家庭教育支援(親学プログラム・親学ファシリテーターの活用) 市町村別実施状況

(H25年3月現在)

市町村名	親学ファシリテーター数〔人〕				親学プログラムを活用した研修回数〔回〕				研修を進行した親学ファシリテーター数(延べ)〔人〕				研修参加者数(延べ)〔人〕			
	H22	H23	H24	計	H22	H23	H24	計	H22	H23	H24	計	H22	H23	H24	計
1 松江市	3	8	30	41	0	12	18	30	0	12	29	41	0	347	552	899
2 安来市	3	3	13	19	1	2	8	11	1	4	18	23	25	52	243	320
3 出雲市	4	9	16	29	3	11	25	39	15	17	61	93	194	375	954	1,523
4 雲南市	4	8	8	20	1	6	8	15	0	8	17	25	12	119	206	337
5 奥出雲町	2	1	13	16	1	9	8	18	0	15	19	34	12	302	206	520
6 飯南町	2	3	1	6	1	0	2	3	0	0	4	4	18	0	80	98
7 浜田市	5	8	24	37	2	13	20	35	1	20	39	60	93	420	435	948
8 大田市	7	3	2	12	3	2	33	38	1	4	38	43	65	61	626	752
9 江津市	4	3	12	19	12	7	10	29	7	10	23	40	482	271	287	1,040
10 川本町	0	1	2	3	0	1	3	4	0	1	3	4	0	34	59	93
11 美郷町	0	1	4	5	0	1	1	2	0	2	1	3	0	27	40	67
12 邑南町	2	2	8	12	2	8	6	16	2	17	7	26	69	179	151	399
13 益田市	3	4	10	17	3	11	24	38	3	9	27	39	57	229	759	1,045
14 津和野町	3	2	5	10	2	3	3	8	3	7	4	14	51	63	100	214
15 吉賀町	2	1	2	5	3	2	9	14	2	2	18	22	46	49	343	438
16 海士町	0	1	7	8	1	0	4	5	0	0	5	5	18	0	35	53
17 西ノ島町	0	1	2	3	0	1	1	2	0	2	2	4	0	16	15	31
18 知夫村	0	1	1	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	22	22
19 隠岐の島町	5	1	4	10	2	11	13	26	4	23	35	62	38	241	292	571
その他				0	14	18	19	51	4	18	27	49	298	777	812	1,887
計	49	61	164	274	51	118	216	385	43	171	378	592	1,478	3,562	6,217	11,257

※東部・西部社会教育研修センターに提出された派遣申請書・報告書及び親学ファシリテーターによる実施報告書によるデータをもとに作成。

社会教育主事派遣制度の概要



県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域住民が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③地域社会における人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（結集！しまねの子育て協働プロジェクト等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもの教育や子育てを支援する地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成

【派遣者数と派遣先】（平成25年度）

- ◆派遣者数 22名
- ◆派遣先市町村数 6市9町1村

【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
 - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
 - 地域の教育力の向上
 - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
 - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進 など

社会教育主事派遣人数の推移

事務所	市町村名	年	← 派遣社会教育主事(県負担10/10)			→ 地域教育コーディネーター(市町村負担1/2) ←															→ 派遣社会教育主事(市1/2、町村1/4)					市町村名
			1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013						
			H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25						
松江	松江市	松江市				1	1	1	1	1	1	1	1								松江市					
		鹿島町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
		島根町		0.5	0.5																					
		美保関町	1	1	1	1	1	1				5	4	4	4	4	4	4	4	4						
		八雲村	1		1	1	1	1	1	1	1															
		玉湯町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
		宍道町		0.5	0.5	1	1	1																		
松江	東出雲町	東出雲町			1	1	1				1	1	1	1	1					松江						
	安来市	安来市	1	1																						
出雲	出雲市	出雲市																		出雲市						
		平田市	1	1	1																					
		佐田町			1	1	1	1	1	1	1	3	2	2												
		多伎町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
	出雲	湖陵町		1	1																					
		大社町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
	雲南市	斐川町	斐川町	1																雲南市						
		大東町	1	1	1																					
		加茂町	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
		木次町	1						1	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2							
		三刀屋町	1			1	1	1																		
		吉田村	1	1	1	1	1	1	1	1	1															
	奥出雲町	掛合町	1	1	1	1	1	1	1	1	1									奥出雲町						
		仁多町																								
横田町		1	1	1																						
飯南町	頓原町	1	1																飯南町							
	赤来町			1	1	1	1	1	1	1																
浜田	大田市	大田市						1	1	1	1									大田市						
		温泉津町				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
		仁摩町	1	1																						
	浜田市	浜田市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1									浜田市						
		金城町		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4							
		旭町	1		1	1	1	1	1	1	1															
		弥栄村	1			1	1	1	1	1	1															
	江津市	三隅町		0.5	0.5	1	1	1												江津市						
		江津市		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1															
	川本町	桜江町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								川本町						
		川本町	1		1	1	1	1	1	1	1	1														
		邑智町		1	1	1	1	1	1	1	1															
		大和村	1	1	1	1	1	1																		
美郷町																										
邑南町	羽須美村		0.5	0.5	1	1	1	1	1	1									邑南町							
	瑞穂町		0.5	0.5							1	1	1													
	石見町	1	1					1	1	1	1															
益田市	益田市				1	1	1	1	1	1									益田市							
	美都町	1									1	1	1	1	1	1	1	1								
	匹見町	1	1		1	1	1																			
	津和野町	1			1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1								
吉賀町	日原町		0.5	0.5					1	1									吉賀町							
	柿木村										1	1														
吉賀町	六日市町		0.5	0.5					1	1																
	六日市町		0.5	0.5					1	1																
隠岐	海士町	海士町	1	1	1	1	1	1	1	1	1								隠岐の島町							
	西ノ島町	西ノ島町		0.5	0.5																					
	知夫村	知夫村		0.5	0.5	1	1																			
	隠岐の島町	隠岐の島町	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1								
派遣者数			29	29	30	32	32	32	29	32	32	25	21	19	18	19	21	22	22	22						
市			2	4	3	4	4	5	5	5	5	6	7	7	6	6	6	6	6	6						
町村			26	30	32	27	27	26	23	26	26	6	5	4	5	6	8	9	10	10						
			28	34	35	31	31	31	28	31	31	12	12	11	11	12	14	15	16	16						

実証！「地域力」醸成プログラム

課題意識

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた
「地域力」醸成のノウハウを結集しよう

【社会病理現象】

いじめ、自殺、不登校、児童虐待、学力低下、体力低下、生活リズムの乱れ、引きこもり、社会体験の不足など

地域教育力が低下していると認識している人の割合：55.6% 低下している要因……個人主義が浸透しているため：56.1%

(出典)「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月 文科省)

- 閉塞感打破への期待感
- 広域化した地域の自立に向けた動き
- 子どもの教育をめぐる「社会病理現象」
- 地域の大人が子どもの教育に関わっていく兆し

公民館には、「地域力」を醸成するソフトウェアがある

モデル事業による実証 大人世代を巻き込む！

実証事業

【趣旨】

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ(=地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に大人世代を巻き込んでいく仕組み)をモデル公民館を選定して実証することにより、「地域力」の重要性について世論喚起を図る。

【事業内容】

- モデル公民館の選定 [平成19～24年度]…76か所(128館)
- 選定方法
 - ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
 - ・選定委員会は、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成
 - ・県内の公民館が応募した企画提案を審査するため、公開でプレゼンテーション大会を開催
- 事業費の助成
300千円～800千円の事業費を3か年助成
- 情報発信
モデル公民館の選定から実証事業・成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る
- 部局連携
他部局と連携し、「一般枠」「子育て支援枠」「中山間地域実践枠」「婚活枠」「高齢者枠」「地域の歴史・文化枠」「国際枠」「中山間地域農業枠」を実施

公民館活動に光をあてる意義

- 住民主体の学習・実践活動に結びつくことで、息の長い取り組みにつながる。→大人の意識改革
- 熱意ある住民・NPO法人等と公民館との接点を拡大し、継続的な人材交流が生まれる。
- 地域の課題が深く掘り下げられ、奇をてらわれない実効性のある取り組みになる。

「地域力」醸成の気運 → 地域の元気を取り戻す

実証！「地域力」醸成プログラム

公民館活動 = 地域の「ひと・もの・こと」を結集するソフトウェア

「地域力」醸成のノウハウ(=地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に多くの地域住民を巻き込んでいく仕組み)を、モデル公民館の活動を通して実証 H19~H25

- ・プレゼン大会への応募が減少
- ・応募しない、出来ない公民館が約半数
- ・モデル公民館のその後は？

- ☆公民館を核とした地域課題解決への取組の広がり
- ☆公民館の存在意義・役割を再認識

モデル公民館の取組事例を、その背景まで遡り丁寧に検証

- ◇ 調査研究委員会を設置(平成25年5月)
- ◇ 現地聴き取り調査、調査結果の分析・研究
- ◇ 現地調査(H24:外部委託)に基づき8か所程度を選定
- ◇ 事例集の作成(平成25年10月完成)

成果発表会

- ◇ 歴代モデル公民館による取組成果の発表
- ◇ 県民会館において10館程度の発表
- ◇ 県内外関係者への広報

モデル公民館訪問研修(県内5か所程度)

- ◇ モデル公民館を訪ねて様々なノウハウを習得
- ◇ 各教育事務所で1か所ずつ
- ◇ 訪問に係る経費は自己負担
- ◇ 各公民館の裁量で内容を検討、実施
(プレゼンテーション、実地見学、熟議等)

「地域力」醸成塾(県内2か所程度)

- ◇ 企画プレゼンテーションに参加しなかった公民館等へ関係者(キーマン)が赴き、新たな活動を企画・実施
- ◇ 希望する公民館から地域バランス等を考慮して選定
- ◇ キーマンの公募・人選

(選定年度)

	応募			選定		
	件数	館数	うち初回	件数	館数	うち初回
H19	24	43	43	12	26	26
H20	24	38	38	12	22	22
H21	15	28	27	13	26	25
H22	15	30	16	10	23	9
H23	18	20	14	11	13	8
H24	19	24	13	18	18	13
計	115	183	151	76	128	103
		/332館 55.1%			/332館 38.6%	

「地域力」醸成プログラム【継続分】

- 一般枠(9か所)
- 特別枠(20か所)
 - ・中山間地域実践(10か所)
 - ・国際(2か所)
 - ・地域の歴史・文化(4か所)
 - ・中山間地域農業(1か所)
 - ・高齢者(2か所)
 - ・婚活(1か所)

全県へ効果を波及(地域における新たな取組へ)

全体計画

子ども読書活動推進事業～「子ども読書県しまね」をめざして

豊かな心の育成

確かな学力の育成

感性・想像力

情報活用能力

読書活動の推進

学校図書館活用教育の推進



I. 気運の醸成

II. 人的支援の充実

III. 物的環境の整備

H21	読書フェスティバルの開催 地域での読書活動の取組についてフェスティバルで情報発信。	学校図書館大改造DVDの制作・配付	学校図書館司書等配置事業 H21～25 H24～E H21事業廃止 全小中学校に学校司書等を配置するよう財政支援。	学校司書研修 H21～25 学校図書館として司書研修の機会を向上。	司書教諭養成事業 H21～24 受講者負担の軽減、研修の充実、司書教諭の全配置を奨励。	「ねえ！この本読んで、乳児への読書普及事業」 H24 読み聞かせ用図書を整備。子どもが親に読み聞かせをせがむ仕組み作り。	学校図書館活用教育フォーラム	司書教諭サポート事業 H23～25 司書教諭が校内で学校図書館活用教育を推進できるよう非常勤講師を配置。	司書教諭研修 H22～25 全ての小中学校の司書教諭(学校図書館担当教員)を対象に県内5カ所で研修を実施。	県立高校図書館教育推進事業 H23～25 県立高校図書配置事業。学校図書館人材育成事業。学校図書館有効活用研究事業。	特別支援学校図書館アップ事業 H23～24 図書館環境整備。図書・書架等の整備。担当者研修。	特別支援学校図書館推進事業 H25 特別支援学校司書配置事業。	学校図書館アップ事業 H23～25 学校図書館の先進への補助。	学校図書館活用教育図書整備事業 H23～25 調べ学習用図書を市町村立図書館等に寄託。	未就学児のための図書コーナー整備事業 H24
H22	読書フェスティバルの開催 地域での読書活動の取組についてフェスティバルで情報発信。	学校図書館大改造DVDの制作・配付	学校図書館司書等配置事業 H21～25 H24～E H21事業廃止 全小中学校に学校司書等を配置するよう財政支援。	学校司書研修 H21～25 学校図書館として司書研修の機会を向上。	司書教諭養成事業 H21～24 受講者負担の軽減、研修の充実、司書教諭の全配置を奨励。	「ねえ！この本読んで、乳児への読書普及事業」 H24 読み聞かせ用図書を整備。子どもが親に読み聞かせをせがむ仕組み作り。	学校図書館活用教育フォーラム	司書教諭サポート事業 H23～25 司書教諭が校内で学校図書館活用教育を推進できるよう非常勤講師を配置。	司書教諭研修 H22～25 全ての小中学校の司書教諭(学校図書館担当教員)を対象に県内5カ所で研修を実施。	県立高校図書館教育推進事業 H23～25 県立高校図書配置事業。学校図書館人材育成事業。学校図書館有効活用研究事業。	特別支援学校図書館アップ事業 H23～24 図書館環境整備。図書・書架等の整備。担当者研修。	特別支援学校図書館推進事業 H25 特別支援学校司書配置事業。	学校図書館アップ事業 H23～25 学校図書館の先進への補助。	学校図書館活用教育図書整備事業 H23～25 調べ学習用図書を市町村立図書館等に寄託。	未就学児のための図書コーナー整備事業 H24
H23	読書フェスティバルの開催 地域での読書活動の取組についてフェスティバルで情報発信。	学校図書館大改造DVDの制作・配付	学校図書館司書等配置事業 H21～25 H24～E H21事業廃止 全小中学校に学校司書等を配置するよう財政支援。	学校司書研修 H21～25 学校図書館として司書研修の機会を向上。	司書教諭養成事業 H21～24 受講者負担の軽減、研修の充実、司書教諭の全配置を奨励。	「ねえ！この本読んで、乳児への読書普及事業」 H24 読み聞かせ用図書を整備。子どもが親に読み聞かせをせがむ仕組み作り。	学校図書館活用教育フォーラム	司書教諭サポート事業 H23～25 司書教諭が校内で学校図書館活用教育を推進できるよう非常勤講師を配置。	司書教諭研修 H22～25 全ての小中学校の司書教諭(学校図書館担当教員)を対象に県内5カ所で研修を実施。	県立高校図書館教育推進事業 H23～25 県立高校図書配置事業。学校図書館人材育成事業。学校図書館有効活用研究事業。	特別支援学校図書館アップ事業 H23～24 図書館環境整備。図書・書架等の整備。担当者研修。	特別支援学校図書館推進事業 H25 特別支援学校司書配置事業。	学校図書館アップ事業 H23～25 学校図書館の先進への補助。	学校図書館活用教育図書整備事業 H23～25 調べ学習用図書を市町村立図書館等に寄託。	未就学児のための図書コーナー整備事業 H24
H24	読書フェスティバルの開催 地域での読書活動の取組についてフェスティバルで情報発信。	学校図書館大改造DVDの制作・配付	学校図書館司書等配置事業 H21～25 H24～E H21事業廃止 全小中学校に学校司書等を配置するよう財政支援。	学校司書研修 H21～25 学校図書館として司書研修の機会を向上。	司書教諭養成事業 H21～24 受講者負担の軽減、研修の充実、司書教諭の全配置を奨励。	「ねえ！この本読んで、乳児への読書普及事業」 H24 読み聞かせ用図書を整備。子どもが親に読み聞かせをせがむ仕組み作り。	学校図書館活用教育フォーラム	司書教諭サポート事業 H23～25 司書教諭が校内で学校図書館活用教育を推進できるよう非常勤講師を配置。	司書教諭研修 H22～25 全ての小中学校の司書教諭(学校図書館担当教員)を対象に県内5カ所で研修を実施。	県立高校図書館教育推進事業 H23～25 県立高校図書配置事業。学校図書館人材育成事業。学校図書館有効活用研究事業。	特別支援学校図書館アップ事業 H23～24 図書館環境整備。図書・書架等の整備。担当者研修。	特別支援学校図書館推進事業 H25 特別支援学校司書配置事業。	学校図書館アップ事業 H23～25 学校図書館の先進への補助。	学校図書館活用教育図書整備事業 H23～25 調べ学習用図書を市町村立図書館等に寄託。	未就学児のための図書コーナー整備事業 H24
H25	読書フェスティバルの開催 地域での読書活動の取組についてフェスティバルで情報発信。	学校図書館大改造DVDの制作・配付	学校図書館司書等配置事業 H21～25 H24～E H21事業廃止 全小中学校に学校司書等を配置するよう財政支援。	学校司書研修 H21～25 学校図書館として司書研修の機会を向上。	司書教諭養成事業 H21～24 受講者負担の軽減、研修の充実、司書教諭の全配置を奨励。	「ねえ！この本読んで、乳児への読書普及事業」 H24 読み聞かせ用図書を整備。子どもが親に読み聞かせをせがむ仕組み作り。	学校図書館活用教育フォーラム	司書教諭サポート事業 H23～25 司書教諭が校内で学校図書館活用教育を推進できるよう非常勤講師を配置。	司書教諭研修 H22～25 全ての小中学校の司書教諭(学校図書館担当教員)を対象に県内5カ所で研修を実施。	県立高校図書館教育推進事業 H23～25 県立高校図書配置事業。学校図書館人材育成事業。学校図書館有効活用研究事業。	特別支援学校図書館アップ事業 H23～24 図書館環境整備。図書・書架等の整備。担当者研修。	特別支援学校図書館推進事業 H25 特別支援学校司書配置事業。	学校図書館アップ事業 H23～25 学校図書館の先進への補助。	学校図書館活用教育図書整備事業 H23～25 調べ学習用図書を市町村立図書館等に寄託。	未就学児のための図書コーナー整備事業 H24

平成 25 年度 しまねのふるまい推進プロジェクトに関わる取組

◇しまねのふるまい推進プロジェクト (H25~H27) のねらい ふるまいの定着

- ・子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着
- ・家庭教育及び子育ての支援の充実

親学プログラムの普及・定着

各市町村におけるふるまいの定着や家庭教育支援に関する学習会において、養成した親学ファシリテーターがさらに積極的に活用されるようレベルに応じた研修を実施するとともに、各市町村が親学プログラムや親学ファシリテーター活用の体制づくりを構築するための支援を重点的に行います。

<事業内容>

- ① 親学ファシリテーターのスキルの維持・向上
 - ・初級者研修の実施 (H24 親学ファシリテーター養成講座修了生対象)
 - ・リーダー研修の実施 (各市町村における中核的な親学ファシリテーター対象)
- ② 親学プログラム市町村支援
 - ・市町村が行う親学プログラムの普及・定着のための経費支援
 - ・市町村担当者研修の実施
 - ・市町村への指導・助言
- ③ 親学プログラムの広報・啓発
 - ・親学プログラム活用事例リーフレットの作成
- ④ プログラムの更新・開発検討
 - ・現行プログラムの改良や活用拡大の検討及び思春期向けプログラム等の開発検討

公民館ふるまい推進事業

親世代をはじめとする大人のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるために、親子でのふるまいに関する取組を推進していきます。

<事業内容>

- ① 保護者を対象とした、ふるまいの向上・定着を図る活動
- ② 子どもと若い親世代が、より多くの人と関わりながら、ふるまいの向上・定着を図る活動
- ③ 地域の若い親世代を支え、家庭や地域におけるふるまいの向上・定着を図る活動

※ 1 公民館あたり助成金を 5 万円程度とする。【40 公民館程度】(上限：10 万円)
本事業の助成金に加え、自主財源を合わせた事業実施も可能とする。

<事業例>

- ・ 親子参加型のワークショップ
- ・ ふるまいをテーマにした親学講座
- ・ 親子を対象に、学校や団体等と連携した事業 など

地域と中学校の文化部活動支援事業

【目的】

- ・発表の機会の少ない文化部活動の発表の場の提供
- ・学校・家庭・地域の理解と関心の高揚

「中学生の文化祭～アートフェスティバル」の開催
H14年度～H24年度 全11回開催

地域との連携協力を
図ることで、地域
での関心を高める

当初の目的を
生かした
改善

中学生の企画による
地域に即した、発表
の場・回数拡大

地域と中学校の文化部活動支援事業

【ねらい】中学生の文化部活動の活性化

家庭・地域の理解と関心を高揚

ふるさとを愛する心・誇りに思う心を育む

【対象】中学校文化部

【内容】地域において以下の活動を実施する場合の活動費、1校あたり上限50千円
50千円×20校支援

○地域貢献活動（福祉施設への訪問活動、地域活動への参画など）

○異世代間交流活動（保・幼への指導・交流、公民館サークルとの連携など）

期待される効果

中学生の
自尊感情の醸成

中学校と地域における
文化部活動の活性化

地域住民の
中学生への理解促進

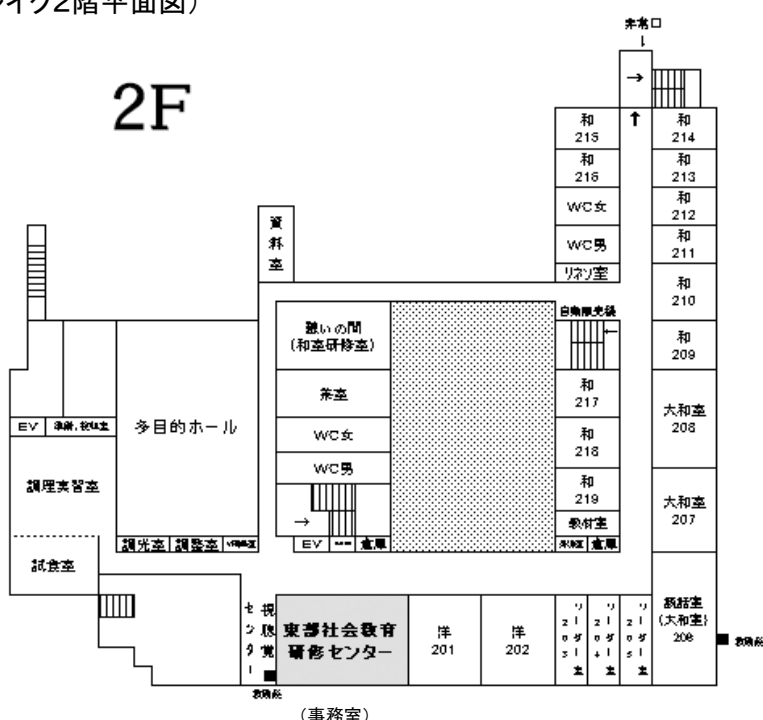
【学校】ふるさと教育担当教員

【地域】学校支援コーディネーター

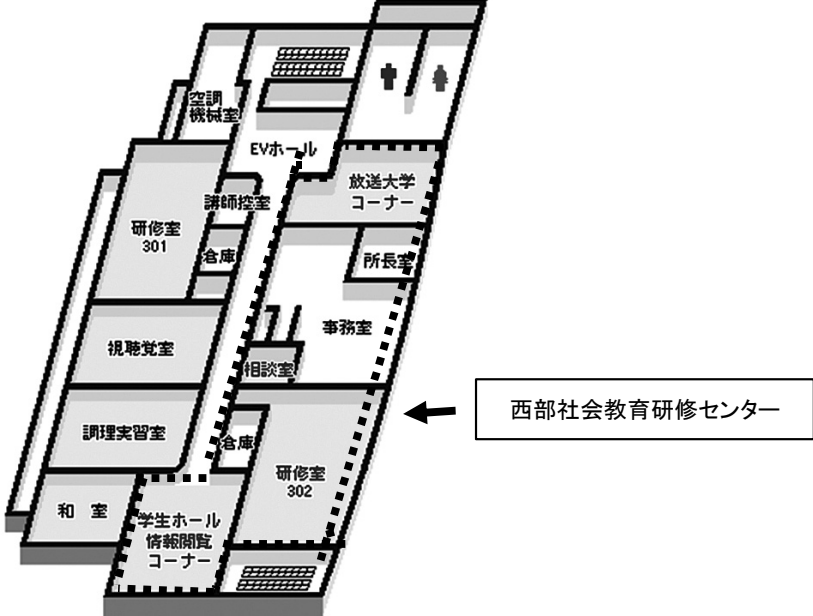
連携・協力による
文化部活動の活性化

Ⅲ 県立社会教育施設の概要

1-(1). 東部社会教育研修センター

施設所在地	出雲市小境町1991-2 (県立青少年の家「サン・レイク」 2階)			
連絡先等	TEL	0853-67-9060	FAX	0853-69-1380
	E-mail	tobu_shakaikyoku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoku/
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のための研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③学校と家庭・地域の連携推進。</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・東部社会教育研修センター事務室 視聴覚センター (サン・レイク2階平面図)</p>  <p>2F</p> <p>事務所 (事務室)</p>			
業務内容	<p>①社会教育・生涯学習の指導者養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援者などの専門的スキルを高める研修の実施 しまね学習支援プログラムの普及、検証・開発 社会教育主事資格取得講習の島根会場(東部・西部)の運営 <p>②社会教育・生涯学習の学習相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・生涯学習に関する学習情報の提供 社会教育・生涯学習に関する調査・研究 情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 体験活動・ボランティア活動支援センターの運営 視聴覚センターの運営 <p>③学校と家庭・地域の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学社連携・融合」の理念に基づく「ふるさと教育」の推進 			
施設整備費				
運営形態	青少年の家 参照			

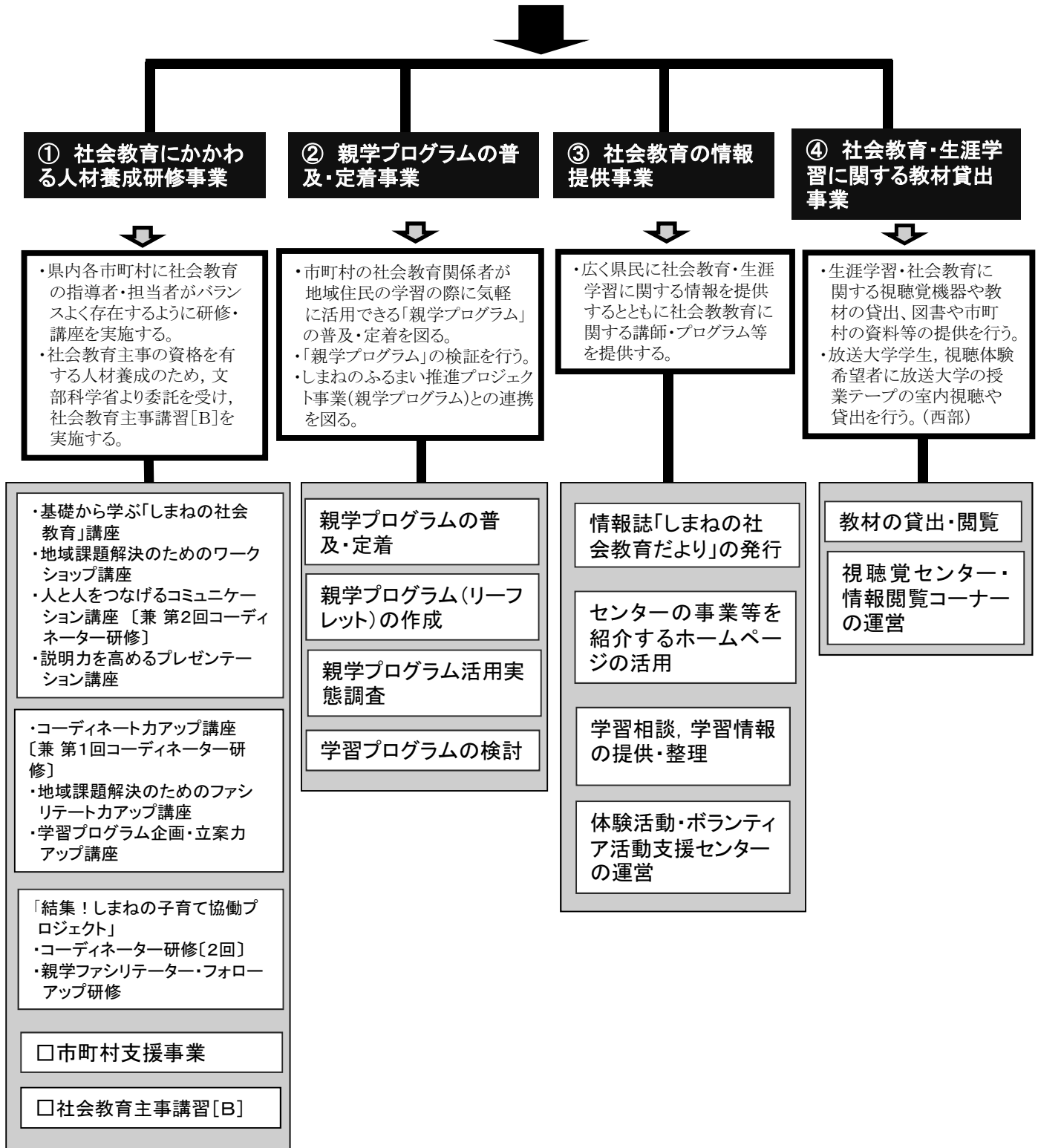
1-(2). 西部社会教育研修センター

施設所在地	浜田市野原町(西部総合福祉センター「いわみーる」3階の一部)			
連絡先等	TEL	0855-24-9344	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における社会教育・生涯学習の指導者養成のために研修を実施。</p> <p>②社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③県民への学習機会の提供</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・西部社会教育研修センター 事務室 研修室 学習相談室 情報閲覧コーナー 放送大学コーナー (いわみーる3階平面図)</p> 			
業務内容	<p>①社会教育・生涯学習の指導者養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援者などの専門的スキルを高める研修の実施 しまね学習支援プログラムの普及、検証・開発 社会教育主事資格取得講習の島根会場(東部・西部)の運営 <p>②社会教育・生涯学習の学習相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・生涯学習に関する学習情報の提供 社会教育・生涯学習に関する調査・研究 情報誌「しまねの社会教育だより」の発行 <p>③県民への学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送大学コーナーの運営 			
施設整備費	西部総合福祉センター(いわみーる)に計上。			
運営形態	<p>～H16: 県直営</p> <p>H17～: 県直営と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)</p>			

平成25年度 県立東部・西部社会教育研修センターの事業概要

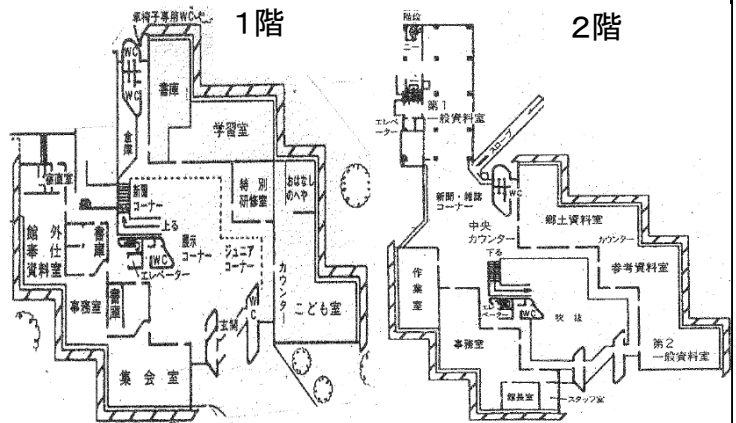
生涯学習の理念が実現される社会に向けて、「地域力」の醸成に資する社会教育指導者・担当者（市町村社会教育担当者，公民館職員等）の養成に重点をおき，計画的な研修を実施する。

研修センター機能：「地域力」の醸成に資する『社会教育指導者・担当者』の養成



2. 図書館

施設所在地	本館：松江市内中原町52 西部読書普及センター：浜田市長沢町1550-1			
連絡先等	TEL	0852-22-5725	FAX	0852-22-5728
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.lib-shimane.jp/
設置年度	昭和25年			
施設の設置目的	生涯学習の拠点施設「知の拠点・ナビゲーター」「県内読書施設の総本山」として、県民がだれでも、どこでも、図書館サービスを受けられる島根の実現を目指し、平成21年3月に策定した「島根県立図書館振興計画」の5つの目標及び使命(ミッション)の達成を25年度までの目標とする。 ①地域の図書館を支援する図書館 ②郷土の歴史や文化を大切にし、情報発信する図書館 ③子どもの読書活動を支援する図書館 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 ⑤情報の拠点になる図書館 設置根拠：社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例			
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 ・1階 こども室・学習室・集会室 館外奉仕室・書庫 コンピュータ室他：2,192.28㎡ ・2階 一般資料室・中央カウンター 郷土資料室・参考資料室 館長室・事務室他：1,752.36㎡ ・地下書庫：1,453.60㎡ ・駐車場：46台 ・駐輪場：173.70㎡ ・蔵書数：769,719冊 (H23年度末) (西部読書普及センター分を含む)			
業務内容	①地域の図書館を支援する図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・全県城市町村立図書館等への運営支援 ・全県的図書館相互協力ネットワークの構築 ・図書館サービスを支える司書研修センター機能の充実 ・先進的図書館事業の実施と市町村立図書館等へのフィードバック ②郷土の歴史や文化を大切にし、情報発信する図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の収集・保存 ・郷土資料の提供 ・郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 ・郷土資料のPR・紹介 ③子どもの読書活動を支援する図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書の普及・啓発 ・学校図書館への積極的支援 ・島根の子ども読書センター機能の充実 ・「子ども読書活動推進計画」の実施 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の課題解決・調査研究支援 ・住民の生活上の問題解決支援 ⑤情報の拠点になる図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・蓄積してきた資料・情報を活用した提供、調査サービス ・情報技術の活用による図書館サービス ・遠隔地、高齢者、障害者等利用者像を想定したサービス 			
施設整備費	2.0億円(S43竣工)、3.5億円(S58増築)、2.6億円(H13改修)			
運営形態	県直営			



1 事業実績(平成24年度)

(1) 館内サービス(25年2月末現在の見込み数)

ア 開館日数・入館者数

年間開館日数	293日
年間入館者数	290,000人
一日平均入館者数	990人

イ 登録・貸出状況

・登録者数

個人	来館	48,000人
	郵送	62人
団体		100団体

・貸出冊数・人数

区分		貸出冊数	貸出延人数(件数)
	来館	260,000	84,500
	郵送	170	10
団体		9,200	2,000
計		269,370	86,600
一日平均		919	296

インターネット利用貸出冊数	
	1日平均
9,500	32.4

ウ 調査相談(レファレンス)

・受付件数 10,000件

エ 予約(リクエスト、リザーブ、購入希望)

・受付冊数 17,000冊

オ 各種講座受講者数

「出雲国風土記」を 読む会(毎月)	しまね文学 散歩(毎月)	古文書を読む会 -入門-(毎月)	古文書を読む会 -中世近世-(毎月)	成人読書会 (毎月)
569人	173人	554人	249人	172人
子どもおたのしみ会 (毎月)	親子で絵本を 読む会(隔週)	おとうさんといっしょ に絵本を読む会 (毎月)	こどものつどい	合計
218人	148人	111人	150人 (七夕会・中止 クリスマス会150人)	2,344人

*七夕会は読みメンパーク inしまねのため中止

(2) 館外サービス(25年2月末現在)

貸出種別 (分類)	団体利用		一括貸出	合計冊数	構成比
	団体貸出	読書会			
総記	169	0	287	446	0.5%
哲学	108	34	313	455	0.5%
歴史	132	73	440	645	0.7%
社会科学	258	68	639	965	1.0%
自然科学	259	46	597	902	1.0%
工学	542	0	1,153	1,695	1.8%
産業	154	0	405	559	0.6%
芸術	282	100	657	1,039	1.1%
語学	83	36	212	331	0.3%
文学	1,136	3,443	8,805	13,384	14.1%
子ども	48,732	9,156	16,541	74,429	78.4%
合計	51,855	12,956	30,049	92,086	100.0%

2 蔵書冊数

(1) 館内サービス用

区分分類	平成23年度							平成22年度末 蔵書冊数
	受高(冊)				払高(冊)	年度末冊数	構成比 %	
	購入	寄贈	*その他	計				
総記	336	175	0	511	253	28,553	4.7%	28,295
哲学	309	192	0	501	10	24,954	4.1%	24,463
歴史	594	653	3	1,250	13	54,769	9.0%	53,532
社会科学	1,154	924	3	2,081	28	81,175	13.3%	79,122
自然科学	508	217	227	952	18	31,100	5.1%	30,166
工学	563	314	0	877	29	28,691	4.7%	27,843
産業	300	353	2	655	7	22,873	3.7%	22,225
芸術	652	449	1	1,102	15	31,751	5.2%	30,664
語学	189	57	1	247	17	12,292	2.0%	12,062
文学	1,292	478	20	1,790	75	85,797	14.1%	84,082
*参考	652	132	0	784	7	18,923	3.1%	18,146
郷土	581	1,402	256	2,239	9	91,985	15.1%	89,755
*その他	472	73	2	547	13	37,865	6.2%	37,331
子ども	1,319	151	236	1,706	13	59,900	9.8%	58,207
合計	8,921	5,570	751	15,242	507	610,628	100.0%	595,893

*分類のその他は、岩波文庫、ジュニア図書、一般・郷土の文芸カセット・CD・ビデオを含む。

*受高のその他は、生産・編入・移籍等を表す。(子どものその他は、あそび教材を含む。)

(2) 館外サービス用

区分分類	平成23年度				平成22年度末 蔵書冊数	
	受高(冊)		払高(冊)	年度末冊数		構成比 %
総記	62	(37)	0 (0)	1,392 (738)	0.9%	1,330 (701)
哲学	20	(6)	0 (0)	699 (219)	0.4%	679 (213)
歴史	38	(11)	0 (0)	1,350 (481)	0.8%	1,312 (470)
社会科学	93	(35)	0 (0)	3,064 (1,388)	1.9%	2,971 (1,353)
自然科学	68	(34)	0 (0)	1,914 (744)	1.2%	1,846 (710)
工学	74	(21)	0 (0)	3,017 (1,384)	1.9%	2,943 (1,363)
産業	33	(17)	0 (0)	1,183 (444)	0.7%	1,150 (427)
芸術	39	(8)	0 (0)	2,081 (761)	1.3%	2,042 (753)
語学	15	(8)	0 (0)	550 (154)	0.4%	535 (146)
文学	764	(412)	0 (0)	17,109 (9,309)	10.8%	16,345 (8,897)
子ども	2,012	(895)	0 (0)	58,291 (28,146)	36.6%	56,279 (27,251)
成人グループ用	165	(60)	0 (0)	7,995 (3,300)	5.0%	7,830 (3,240)
子どもグループ用	60	(0)	0 (0)	12,380 (5,000)	7.8%	12,320 (5,000)
学校支援用(中学校)	0	(0)	0 (0)	1,208 (604)	0.8%	1,208 (604)
学校支援用(小学校)	0	(0)	0 (0)	3,972 (2,689)	2.5%	3,972 (2,689)
学校図書館活用教育図書	21,384	(0)	0 (0)	42,886 (1,958)	27.0%	21,502 (1,958)
合計	24,827	(1,544)	0 (0)	159,091 (57,319)	100.0%	134,264 (55,775)

()内は西部読書普及センター分

3. 青少年の家

施設所在地	出雲市小境町1991-2			
連絡先等	TEL	0853-69-1316	FAX	0853-69-1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/
設置年度	平成3年度			
施設の設置目的	<p>小中高大生を中心に、体験機会としての「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などの場を提供することによって、青少年の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設概要	鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造等 総延面積9,239.015㎡		宿泊定員209名	
	施設配置図			
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ①小・中学生や家族など野外活動の初心者にも安心して取り組める体験プログラムを提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・宍道湖を活用した湖面活動(サバニ・カッター)や創作活動等 ②多様な団体・個人による研修の支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所のお泊まり保育、小・中・特別支援学校の宿泊体験活動 ・部活動の合宿、親子のふれあい活動、スポーツ少年団活動 ・その他青少年育成団体の研修等 ③主催事業の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立を支援する事業 ・親子のふれあい・親のあり方を学ぶことを支援する事業 ・小学校長期宿泊体験を支援する事業等 ④近隣にある施設と連携した研修の提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・湖遊館、ゴビウス、一畑薬師、古代出雲歴史博物館等 			
施設整備費	30億円			
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用			

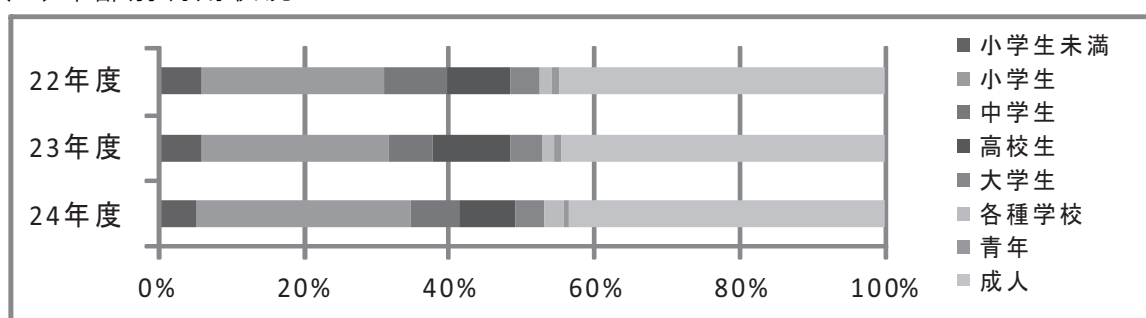
1. 利用実態

(1) 団体別利用状況

	平成22年度		平成23年度		平成24年度(2月末)	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	5,665	147	6,446	175	6,440	186
社会生活	1,449	79	1,820	83	2,422	86
企業	2,036	79	2,818	97	2,405	87
学校	10,765	240	10,932	249	9,915	223
内 小、中、高	7,592	157	7,373	145	6,639	148
内 幼、保	1,070	34	1,347	46	1,427	42
個人	3,831	446	2,528	387	1,468	289
その他	3,543	109	1,554	61	80	4
視察	128	54	202	53	295	92
主催事業	7,404	28	2,613	17	3,704	25
計(利用実数)	34,821	1,182	28,913	1,122	26,729	992
研修者数	56,976		49,635		45,573	

* 研修者数: 宿泊研修者数{宿泊実数×(泊数+1)}+日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容 (平成24年度)

(1) 参加者の多い研修

のべ 60,450 人 (複数カウント)

湖面活動 (サバニ、カッター、カヌー)	4,519	バーベキュー	1,422
オリエンテーリング	1,884	調理活動	877
登山、ハイキング	975	陶芸・絵付け	921
キャンプファイヤー	1,506	レザークラフト	2,010
座禅	1,216	ガラス工芸	554
音楽活動	2,228	講義、講演、自主	37,466

* 複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(注)上記の利用人数は平成25年2月末現在

(2) 連携施設

宍道湖自然館ゴビウス(グリーンパーク)、湖遊館、一畑薬師、一畑電車、平田本陣記念館、荒神谷博物館、古代出雲歴史博物館、しまね花の郷、松江フォーゲルパーク、弥生の森博物館、なぎさ公園、島根ゴルフ倶楽部

3. 特色のある主催事業

事業名	事業のねらい	主な内容	期日等
キッズチャレンジ (低学年)	小学生の体験を広げ「生きる力」の育成の一助とするため、個人で参加できる宿泊体験の機会を提供する。	・英語でサバニ・英語で川遊び ・お国紹介・バーベキュー・英語でクッキング ・基地づくり	① 8/10～8/12 ② 11/23～11/25
サマーチャレンジ (高学年)		・北山登山・磯遊び・野外炊飯・テント泊	8/22～8/25
にこにこファミリー	親子の自然体験・交流体験等を通じ家族内や家族同士の交流を深めるとともに、家庭の教育力向上に資する。	・湖岸ウォーク・魚釣り・野外料理 ・サバニ体験・親学講座 ・とんど焼き・野鳥観察(モーニングフライト)等	① 6/30～7/1 ② 9/29～9/30 ③ 1/12～1/13

島根県立青少年の家 団体分類別集計表（平成24年度）

平成25年2月末現在【値：人数（組数）】

団体分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校	0 (0)	0 (0)	173 (5)	338 (9)	52 (3)	75 (3)	159 (2)	359 (10)	33 (1)	88 (4)	150 (5)	0 (0)	1427 (42)
幼稚園・保育所	0 (0)	258 (4)	892 (21)	582 (14)	86 (3)	440 (14)	568 (9)	74 (1)	252 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3152 (68)
小学校(宿泊)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	65 (2)	0 (0)	37 (1)	0 (0)	0 (0)	67 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	169 (4)
小学校(日帰)	247 (2)	401 (8)	55 (2)	247 (7)	93 (4)	244 (8)	61 (2)	33 (1)	0 (0)	32 (1)	30 (1)	0 (0)	1443 (36)
中学校	288 (3)	145 (1)	145 (2)	173 (5)	345 (12)	116 (3)	144 (3)	161 (4)	66 (2)	170 (2)	122 (3)	0 (0)	1875 (40)
高等学校	220 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	59 (2)	236 (6)	0 (0)	0 (0)	195 (1)	0 (0)	167 (3)	0 (0)	877 (13)
大学等	0 (0)	0 (0)	98 (3)	157 (3)	0 (0)	49 (2)	14 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	321 (10)
特別支援学校	450 (5)	83 (2)	0 (0)	57 (1)	0 (0)	0 (0)	52 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (1)	0 (0)	0 (0)	651 (10)
各種学校	1205 (11)	887 (15)	1363 (33)	1619 (41)	635 (24)	1197 (37)	998 (18)	630 (17)	613 (7)	299 (8)	469 (12)	0 (0)	9915 (223)
学校教育	174 (3)	67 (3)	87 (4)	506 (12)	700 (21)	0 (0)	58 (2)	71 (3)	0 (0)	247 (3)	0 (0)	0 (0)	1910 (51)
少年育成活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	79 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	54 (2)	0 (0)	133 (4)
青年活動	0 (0)	0 (0)	32 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	21 (2)	40 (2)	0 (0)	15 (1)	0 (0)	109 (9)
成人活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (1)	97 (3)	51 (1)	47 (1)	19 (1)	0 (0)	224 (8)
地域活動	0 (0)	0 (0)	68 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (1)	0 (0)	17 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	105 (4)
福祉活動	32 (1)	152 (3)	534 (10)	284 (9)	92 (2)	82 (2)	289 (6)	292 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1757 (39)
子ども会	0 (0)	20 (1)	39 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	45 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	115 (6)	0 (0)	225 (12)
BS・GS	75 (3)	171 (2)	172 (4)	430 (15)	230 (9)	140 (4)	141 (4)	185 (3)	56 (2)	72 (2)	109 (2)	0 (0)	1781 (50)
スポーツ少年団	0 (0)	60 (2)	50 (2)	12 (1)	25 (1)	0 (0)	9 (2)	40 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	196 (9)
他の社会教育活動	281 (7)	470 (11)	982 (27)	1233 (38)	1127 (36)	228 (7)	571 (18)	706 (18)	164 (6)	366 (6)	312 (12)	0 (0)	6440 (186)
社会生活	0 (0)	46 (1)	211 (2)	0 (0)	110 (2)	0 (0)	85 (3)	12 (1)	0 (0)	0 (0)	32 (1)	0 (0)	496 (10)
福祉医療団研修	20 (1)	0 (0)	12 (1)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	140 (2)	10 (1)	0 (0)	176 (2)	133 (1)	0 (0)	499 (9)
文化体育団研修	207 (4)	100 (1)	0 (0)	0 (0)	78 (4)	142 (3)	101 (6)	353 (6)	28 (3)	148 (12)	270 (28)	0 (0)	1427 (67)
公的職員研修	227 (5)	146 (2)	223 (3)	8 (1)	188 (6)	142 (3)	326 (11)	375 (8)	28 (3)	324 (14)	435 (30)	0 (0)	2422 (86)
企業	291 (14)	270 (8)	148 (7)	166 (6)	127 (3)	391 (8)	192 (9)	202 (7)	189 (7)	237 (7)	192 (11)	0 (0)	2405 (87)
個人	110 (22)	92 (25)	143 (27)	190 (33)	229 (26)	119 (31)	93 (24)	155 (28)	101 (25)	112 (23)	98 (20)	0 (0)	1442 (284)
民間・同好会	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	21 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (5)
家族	110 (22)	97 (26)	143 (27)	190 (33)	250 (30)	119 (31)	93 (24)	155 (28)	101 (25)	112 (23)	98 (20)	0 (0)	1468 (289)
主催事業(日帰)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3005 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3007 (4)
主催事業(宿泊)	9 (1)	13 (1)	73 (1)	0 (0)	99 (2)	65 (2)	139 (3)	118 (4)	79 (3)	0 (0)	102 (4)	0 (0)	697 (21)
視察	10 (2)	14 (2)	73 (1)	0 (0)	99 (2)	65 (2)	3144 (5)	118 (4)	79 (3)	0 (0)	102 (4)	0 (0)	3704 (25)
その他	20 (11)	61 (20)	64 (12)	38 (16)	15 (10)	51 (4)	10 (4)	16 (6)	4 (1)	12 (5)	4 (3)	0 (0)	295 (92)
その他	20 (11)	61 (20)	64 (12)	38 (16)	15 (10)	51 (4)	10 (4)	16 (6)	4 (1)	12 (5)	4 (3)	0 (0)	295 (92)
その他	30 (1)	24 (1)	26 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80 (4)
計	2174 (73)	1969 (85)	3022 (112)	3254 (135)	2441 (111)	2193 (92)	5334 (89)	2202 (88)	1178 (52)	1350 (63)	1612 (92)	0 (0)	26729 (992)

4. 少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610			
連絡先等	TEL	0855-52-0716	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp	ホームページURL	http://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/
設置年度	昭和50年度			
施設の設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置されている。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊の行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設の概要	<p>敷地面積133,280㎡ 総延床面積5,991.68㎡ 宿泊定員181名</p> <p style="text-align: center;">施設見取り図</p>			
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ①小学校宿泊体験研修の支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム立案支援をはじめ、各校の目標達成に向けた研修支援 ②多様な団体・個人による研修の支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会、スポ少、部活動、通学合宿、勉強合宿、高齢者サロン ・職場研修、講演会、講習会、大学ゼミの学習会、民間や行政の主催事業 ・保育園や幼稚園のお泊まり保育や遠足、親子活動 ③主催事業の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族を対象とした交流・体験活動(チャレンジサマー、森と海のつどい) ・子どもの自立と生きる力を育む事業(ジュニアキャンプ、子ども探検隊、リーダー研修) ④近隣施設と連携した研修の提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・アクアス環境学習、B&Gカヌー体験 			
施設整備費	<p>初期建設費 3.3億円(S49)、冒険の森活動施設、ケビン棟新設 0.8億円(H3)、新館(管理・研修棟、食堂・浴室棟)開設 2.4億円(H7)、「すばるの森」(宿泊棟を含む)整備 3.8億円(H8)、野外炊飯棟 1.2億円(H11)、宿泊棟～体育館渡廊下設置 0.1億円(H17)</p>			
運営形態	平成17年度から県直営(管理補助業務を外部委託)			

1. 利用実態

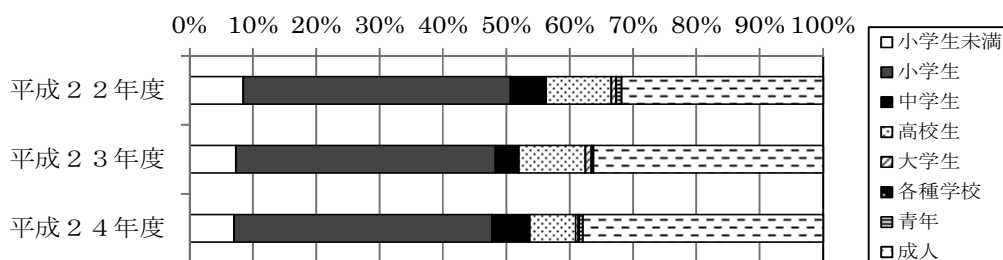
(1) 団体別利用状況

	平成22年度		平成23年度		平成24年度(2月末)	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	2,782	85	3,153	78	3,608	111
社会生活	701	33	442	31	734	21
企業	82	11	66	11	25	10
学校	7,652	189	7,292	196	7,195	159
(内 小・中・高)	6,192	145	5,840	153	5,662	123
(内 保育所幼稚園)	1,226	27	1,155	24	1,377	24
個人	403	40	512	51	710	36
その他	0	0	0	0	0	0
主催事業	2,064		2,075		1,742	
計(利用実数)	13,684	389	13,540	394	14,014	356
研修者数	26,790		26,371		26,654	

※ 利用実数：宿泊実数＋日帰り実数

研修者数：宿泊研修者数{宿泊実数×(泊数＋1)}＋日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容(平成24年度)

(1) 参加者の多い研修

のべ 48,757人 (複数カウント)

冒険の森	6,411	キャンプファイヤー	2,106
炊飯活動	5,990	浅利富士登山	1,949
火起こし	3,949	キャンドルのつどい	1,929
肝試し	2,461	木工作	1,334
スコアオリエンテーリング	2,391	その他	20,237

※ 複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

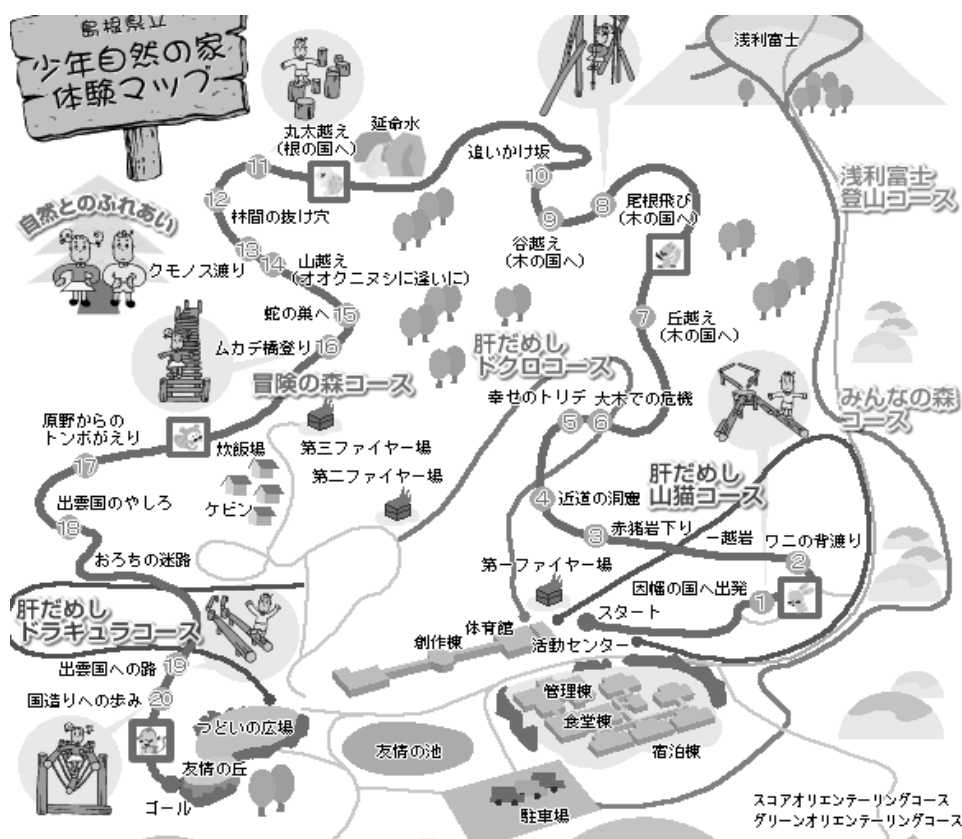
(注)上記の利用人数は平成25年2月末現在

(2) モデルプログラム

	10:00	11:00	13:00	15:00	18:00	19:00
	火起こし体験	野外炊飯 (カレーライス, パーベキュー)	野外活動 (冒険の森, オリエンテーリング)	夕食(食堂)	肝試し キャンプファイヤー	
朝食(食堂)	野外活動 (浅利富士登山・ネイチャーゲーム)	昼食(食堂)	創作活動 (竹工作, 木工作)			

3. 特色ある主催事業(平成 25 年度)

事業名	事業のねらい	主な内容と対象	期日
オープンデー (春・秋)	施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を親子で体験し交流を深める。	・冒険の森 ・スコアオリエンテーリング ・創作活動 ※自由参加	①5/13～5 ②9/28～29
チャレンジ・ザ・サマー (計2回)	家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通して、よりよい関係を築くとともにその絆を一層深める。	・冒険の森 ・炊飯活動 ・キャンプファイヤー ・登山 ・創作活動 ※小学生 1～4 年生とその保護者(各回 100 名)	①7/13～14 ②7/20～21
ジュニア・サマー・キャンプ ジュニア・ウィインター・キャンプ	自然体験を含めた長期の集団宿泊体験活動を提供し、人間関係能力を育む。	【夏】・おろちボートで川下り ・炊飯活動 ・海岸キャンプ活動 【冬】・火おこし活動 ・炊飯活動 ・基地づくり ※小学 5～6 年生(各回 24 名)	7/30～8/3 12/21～23
子ども探検隊 in 自然の家 (計2回)	少年自然の家での様々な体験活動を通して、小学校中学年の児童に主体性と交流する力を培う。	・テント泊 ・魚釣り ・バーベキュー ・ナイトハイク ・冒険の森+指令ゲーム ※小学 3～4 年生(各回 24 名)	①10/12～13 ②10/19～20
森と海のつどい (計2回)	森の中での活動や、海辺の生き物の生態を学ぶことによって、身近な自然に興味・関心をもつ。	・森と海の話 ・創作活動 ・アクアスバックヤード見学 ・水槽前での寝袋就寝 ※小学生とその保護者(各回 60 名)	①11/9～10 ②11/16～17



島根県立少年自然の家 団体分類別集計表（平成24年度）

平成25年2月末現在【値：人数（組数）】

団体分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
幼稚園・保育所	54 (2)	228 (3)	250 (3)	150 (4)	98 (3)	37 (1)	296 (5)	174 (1)	32 (1)	0 (0)	58 (1)	0 (0)	1377 (24)
小学校(宿泊)	9 (1)	904 (15)	1226 (23)	355 (8)	193 (5)	327 (11)	792 (15)	0 (0)	144 (2)	0 (0)	35 (2)	0 (0)	3985 (82)
小学校(日帰)	0 (0)	165 (1)	0 (0)	0 (0)	150 (3)	0 (0)	34 (2)	23 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	372 (8)
中学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (2)	204 (7)	80 (2)	0 (0)	11 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (2)	0 (0)	326 (14)
高等学校	404 (4)	0 (0)	80 (1)	48 (2)	112 (4)	104 (2)	0 (0)	0 (0)	94 (2)	111 (3)	26 (1)	0 (0)	979 (19)
大学等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (2)	7 (1)	16 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	48 (4)
特別支援学校	0 (0)	21 (1)	2 (1)	60 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	83 (7)
各種学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (1)
(小計)	467 (7)	1318 (20)	1558 (28)	652 (22)	782 (24)	555 (17)	1138 (23)	208 (4)	270 (5)	111 (3)	136 (6)	0 (0)	7195 (159)
少年育成活動	30 (1)	0 (0)	68 (1)	147 (2)	109 (4)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	84 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	452 (10)
青年活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (1)
成人活動	116 (7)	21 (1)	56 (4)	0 (0)	10 (1)	40 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	112 (2)	0 (0)	355 (17)
地域活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	48 (1)	0 (0)	188 (3)	62 (3)	14 (1)	0 (0)	25 (1)	0 (0)	337 (9)
福祉活動	29 (2)	28 (2)	14 (1)	77 (3)	38 (2)	0 (0)	10 (1)	9 (1)	13 (1)	62 (2)	10 (1)	0 (0)	290 (16)
子ども会	48 (3)	0 (0)	51 (1)	160 (4)	341 (8)	103 (4)	70 (1)	0 (0)	13 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	786 (22)
BS・GS	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
スポーツ少年団	160 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	353 (8)	59 (2)	320 (7)	93 (4)	76 (2)	131 (4)	24 (1)	0 (0)	1216 (29)
他の社会教育活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	38 (2)	44 (2)	0 (0)	31 (1)	45 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	158 (7)
(小計)	383 (14)	49 (3)	189 (7)	436 (12)	943 (26)	216 (9)	619 (13)	209 (10)	200 (6)	193 (6)	171 (5)	0 (0)	3608 (111)
福祉医療団研修	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)
文化体育団研修	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公的職員研修	50 (1)	105 (2)	0 (0)	0 (0)	75 (2)	151 (2)	47 (1)	205 (5)	17 (1)	0 (0)	76 (6)	0 (0)	726 (20)
(小計)	50 (1)	105 (2)	0 (0)	0 (0)	75 (2)	151 (2)	55 (2)	205 (5)	17 (1)	0 (0)	76 (6)	0 (0)	734 (21)
企業	0 (0)	20 (4)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (10)
(小計)	0 (0)	20 (4)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (10)
民間・同好会	0 (0)	0 (0)	20 (1)	100 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (1)	200 (4)	210 (6)	0 (0)	78 (2)	0 (0)	620 (15)
家族	6 (1)	9 (2)	0 (0)	0 (0)	24 (5)	16 (4)	7 (2)	0 (0)	10 (3)	16 (3)	2 (1)	0 (0)	90 (21)
(小計)	6 (1)	9 (2)	20 (1)	100 (1)	24 (5)	16 (4)	19 (3)	200 (4)	220 (9)	16 (3)	80 (3)	0 (0)	710 (36)
主催事業(日帰)	50 (1)	550 (3)	0 (0)	26 (1)	17 (1)	216 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	859 (8)
主催事業(宿泊)	0 (0)	276 (2)	0 (0)	224 (2)	23 (1)	125 (1)	33 (1)	117 (2)	85 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	883 (11)
(小計)	50 (1)	826 (5)	0 (0)	250 (3)	40 (2)	341 (3)	33 (1)	117 (2)	85 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1742 (19)
視察	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(小計)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(小計)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	956 (24)	2327 (36)	1771 (41)	1438 (38)	1864 (59)	1279 (35)	1865 (43)	939 (25)	792 (23)	320 (12)	463 (20)	0 (0)	14014 (356)

IV 資料編

1 島根県関係

平成25年度 社会教育課 事務分掌表

平成25年4月1日

社会教育課長 生涯学習振興グループリーダー（総括） 社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー 社会教育主事（兼）企画幹（青少年スタッフ）	小 仲 靖 子（内線5910） 土 江 成 夫（内線5427） 山 中 慎 嗣（内線5428） 永 井 宏 昌（内線6524）		
所 掌 事 務			
1 社会教育に関する指導及び助言に関すること 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く）に関すること 5 青少年の芸術及び文化の振興（他課の所掌に属するものを除く）に関すること 6 公民館、図書館（学校図書館を除く）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く）に関すること 7 県立生涯学習推進施設に関すること 8 県立図書館に関すること 9 県立青少年社会教育施設に関すること 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること			
G	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
生 涯 学 習 振 興 G	1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、服務及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 各種計画（「総合発展計画（行政評価を含む）」、「教育ビジョン21」「島根の教育」等）に関すること 7 叙勲に関すること 8 文書取扱主任・公印取扱主任に関すること 9 情報化リーダーに関すること 10 神々の国しまねプロジェクトに関すること 11 島根県高等学校文化連盟に関すること 12 少年自然の家の事務総括及び出納に関すること（兼務） 13 県立図書館に関すること	GL（総括） 土江 成夫 （内線5427）	企画員 嘉藤 恭子 企画員 足立 京子
	1 県立生涯学習推進施設及び青少年社会教育施設、県立図書館等の条例・規則の改廃に関すること 2 県立青少年の家に関すること 3 指定管理者制度に関すること 4 広聴・広報に関すること 5 各種表彰に関すること 6 全国大会出場校知事激励に関すること 7 情報公開及び個人情報保護に関すること 8 「社会教育の方針と事業」の編集に関すること 9 少年自然の家の予算に関すること（兼務） 10 県立図書館事業の支援及び調整（予算を含む）に関すること	企画員 嘉藤 恭子 （内線5427）	企画員 足立 京子

生涯学習振興G	<ul style="list-style-type: none"> 1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 国庫金の事務に関すること 3 県立少年自然の家に関すること 4 県立社会教育施設維持修繕費の予算調整に関すること 5 職員の福利・厚生に関すること 6 公務災害に関すること 7 物品の出納・保管に関すること 8 エコリーダーに関すること 9 内部管理事務改革に関すること 10 災害連絡に関すること 11 その他庶務一般に関すること 12 少年自然の家の庶務に関すること（兼務） 	企画員 足立 京子 (内線 6485)	企画員 嘉藤 恭子
	<ul style="list-style-type: none"> 1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関すること 2 学校文化部活動外部指導者派遣事業に関すること 3 島根県児童生徒学芸顕彰及び島根県青少年芸術文化表彰に関すること 4 島根県高等学校文化祭共催事業に関すること 5 全国高等学校総合文化祭への参加促進に関すること 6 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること 7 文書の収受・発送・保管に関すること 	嘱託 高木 優子 (内線 6875)	GL 土江 成夫 企画員 嘉藤 恭子 企画員 足立 京子
社会教育G	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 派遣社会教育主事に関すること 4 社会教育施設及び生涯学習推進施設との調整に関すること 5 社会教育主事資格の認定に関すること 6 社会教育主事資格取得講習に関すること 7 市町村の社会教育事業の助言に関すること 	社会教育主事 (兼)社会教育GL 山中 慎嗣 (内線 5428)	
	<ul style="list-style-type: none"> 1 島根県社会教育委員の会に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 3 社会教育主事等の研修に関すること 4 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 5 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関すること 6 社会教育研修センターの研修企画等の支援に関すること 7 中四国主管課長会議に関すること 8 文部科学省、都道府県、国立青少年交流の家等との連絡調整に関すること 9 社会教育における島根大学との連携に関すること 	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正 (内線 5429)	社会教育主事 西村 睦
	<ul style="list-style-type: none"> 1 実証！「地域力」醸成プログラムに関すること 2 島根県公民館連絡協議会に関すること 3 公民館の設置管理に係る指導・調査に関すること 	社会教育主事 西村 睦 (内線 5429)	主任主事 高橋 ひとみ

社会教育 G	1 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関する事 2 学校活動モデル事業交付金に関する事 3 地域と中学校の文化活動支援事業に関する事 4 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁事業）に関する事 5 芸術等鑑賞機会の提供に関する事 6 成人教育・高齢者教育に関する事 7 後援・共催に関する事 8 子ども夢基金に関する事	主任主事 高橋 ひとみ (内線 5429)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクトの総括に関する事 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（放課後支援・放課後子どもプラン）に関する事 3 子ども読書活動の推進に関する事 4 教職員研修計画に関する事 5 女性教育、男女共同参画及び女性団体の育成・指導に関する事	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 浜崎 順子 (内線 5428)	社会教育主事 池田 哲也
	1 ふるさと教育推進事業に関する事 2 結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進交付金に関する事 3 学校と地域の連携実践講座に関する事 4 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関する事 5 PTA団体の研修・指導に関する事 6 優良少年団体表彰に関する事 7 奉仕活動・体験活動等の推進に関する事	社会教育主事 池田 哲也 (内線 5428)	社会教育主事 横田 輝昭
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援・家庭教育支援）に関する事 2 しまねのふるまい推進プロジェクト事業（親学プログラム・公民館ふるまい推進事業）に関する事 3 青少年教育に関する事 4 青少年団体の指導及び指導者養成に関する事 5 優れた地域による学校支援活動表彰に関する事 6 社会教育調査に関する事 7 視聴覚教育に関する事	社会教育主事 横田 輝昭 (内線 5428) (内線 6876)	社会教育主事 浜崎 順子
青少年 S	1 青少年行政の連絡調整に関する事	社会教育主事（兼）企画幹 (併任 青少年家庭課) 永井 宏昌 (内線 6524)	

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めたときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2** 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

- 2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

- 2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。
- 3 前項の定率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。
- 4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長(以下「市町村教育長」という。)は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事が、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書(様式第2号)を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書(様式第3号)を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書(様式第4号)を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書(様式第5号)を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。

ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの深刻化、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成が必要である。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさとの今を知り、地域課題に正対することで、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割に対する使命感を醸成しようとするものである。さらに、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、「しまね教育ビジョン 21」の子ども達に身につけて欲しい力（「知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力」）の確実な習得につながるの認識に立ち、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進していくこととする。

3 ふるさと教育がめざすもの

(1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わい、学習意欲や追求意欲を高めながら、学力を一層高めていく。

(2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培っていく。

(3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていく。

4 具体的な取組

(1) 市町村教育委員会での取組

- ① ふるさと教育の理念等を踏まえ、学校と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、市町村としての目標を明確にするとともに、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進事業実施計画」を策定する。
- ② 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他事業との有機的な連携を図り、ふるさと教育が継続的に実施され、それぞれの事業が最大の効果が発揮できるよう、事業構成の見直し、体制の整備を行う。
- ③ 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、作成した「ふるさと教育推進事業実施計画」をもとに、公民館等と連携して、地域の新たな学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

(2) 学校での取組

- ① ふるさと教育で培った「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性や社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」が、教育活動の基本であるという視点をもって取り組む。また、全ての教育活動において取り組んでいく視点を持つ。
- ② 市町村が作成する「ふるさと教育推進事業実施計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を作成し、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

(3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することによる児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進事業実施計画」に基づく事業に対して、別に定める交付金交付要綱により助成する。
- (2) 県社会教育課において、市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。
- (3) ふるさと教育の推進と定着を図るための教員研修を開催する。
- (4) 各市町村教育委員会や各学校の全体計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事等が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

ふるさと教育推進事業実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進するなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化，地域社会の基盤強化等を推進していく。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業期間

平成23年度から平成25年度までの3ヵ年とする。但し、単年度ごとの計画・実施とする。

3 事業内容

(1) 県は次に掲げる事業を行う。

① ふるさと教育推進事業交付金を交付する。

市町村立学校が行うふるさと教育活動（以下「ふるさと教育」という。）に係る経費を交付し、当該交付要綱は別に定める。さらに、地域課題（地域医療）に即したふるさと教育（以下「地域医療教育」という。）を実施する場合には、その活動に係る経費を別に交付し、当該交付要綱は別に定める。

② 助言・研修等

ア 市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示し、ふるさと教育推進体制構築のための支援を行う。

イ 市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。

ウ ふるさと教育の推進を図るための教員研修を行うほか、市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会等を開催する。

エ ふるさと教育の推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。

(2) 市町村は次に掲げる事業を行う。

① 「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議や同様のねらいを持って新たに設置する別の会議等の活用も図りながら、開催する。

② 市町村における「ふるさと教育推進事業実施計画」を様式1により策定する。

③ 市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、各学校の「ふるさと教育推進事業実施計画」のとりまとめと指導を行う。

④ ふるさと教育を実践する学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会等を、既存の研修や同様のねらいを持って新たに開催する別の研修等の活用も図りながら、年2回程度開催する。

⑤ ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。

例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、

通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等

⑥ 地域講師やボランティア等の人材バンクを整備する。

地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕を公民館等との連携により収集・整理し地域人材バンク等を作成しながら、その効果的な活用を図る。

⑦ 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の中で、他の事業との有機的な連携を図るとともに、謝金に頼らない学校と地域との関係づくりを推進する。

⑧ 事業終了後に、「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式2）を作成する。

⑨ ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(3) 学校は次に掲げる事業を行う。

① 市町村の「ふるさと教育推進事業実施計画」を踏まえ、次の各号に留意のうえ、ふるさと教育を教育課程の中に位置づけた「ふるさと教育推進事業実施計画」を様式3により策定し、市町村教育委員会に提出する。

ア 地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理をすること。

イ 学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定すること。

ウ 地域の人材等の活用を図ること。

ただし、地域医療教育を実施する場合には、その内容を「ふるさと教育推進事業実施計画」に位置付けるとともに、別途「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）実施計画」を様式3-1により策定し、市町村教育委員会に提出する。

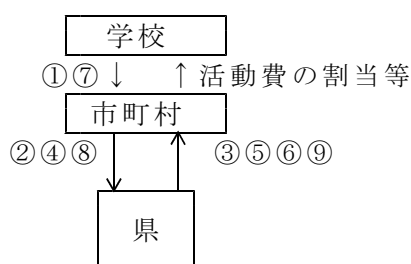
② 「ふるさと教育推進事業実施計画」を踏まえて、ふるさと教育を各学年で年間35時間以上実施する。

③ 事業終了後に、「ふるさと教育推進事業実施報告書」（様式4）を作成し市町村教育委員会に報告する。

ただし、地域医療教育を実施した場合には、「ふるさと教育推進事業（地域医療教育）実施報告書」（様式4-1）も作成し市町村教育委員会に報告する。

④ ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努める。

4 事業の構成と実施体制



- ① 事業実施計画書の提出
- ② 事業実施計画書の提出
- ③ 交付額の内示
- ④ 交付申請
- ⑤ 交付決定
- ⑥ 概算払い
- ⑦ 実施報告
- ⑧ 実績報告
- ⑨ 交付金の確定、精算払い

5 施行日

(1) この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は、ふるさと教育推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）3（3）に規定する事業であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校における事業費

(2) 地域医療教育に係る学校における事業費

(2)については、平成24年度から平成25年度までの2ヵ年に限る。

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については、次のとおりとする。

	学校における事業費	地域医療教育に係る学校における事業費
算出基礎	各小学校・中学校×@70千円	各小学校×@100千円 各中学校×@200千円
使途内訳	①各学校における活動に要する経費 ②学校支援ボランティア謝金 ③特別非常勤講師報酬	①各学校における活動に要する経費 ・需用費（調べ学習用図書費、資料代、文具等） ・報償費（謝金） ・旅費 ・役務費 ・使用料

2 学校における事業費の謝金・報酬の合計は、その概ね3割を上限とする。

3 地域医療教育に係る学校における事業費の調べ学習用図書費の合計は、小学校50千円、中学校100千円を上限とする。

4 当該年度内であって第7条による交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても交付金の対象経費に算入することができる。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の提出)

第5条 市町村は交付金の交付を受けようとする場合は、交付申請に先立って実施要綱3(2)②に既定する「ふるさと教育推進事業実施計画書」（様式第1号）を、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに教育長に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 市町村は、交付金の交付を受けようとする場合は、交付申請書（様式第2号）を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(概算払)

第7条

市町村は、概算払の請求をしようとするときは様式第4号により概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 市町村は、事業の内容を変更（ただし、交付金の額に影響を及ぼさないなど軽微な変更は除く）するときは、あらかじめ様式第5号により変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業報告)

第9条 市町村は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第6号により事業報告を教育長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。
- 2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行し、平成24年度交付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行し、平成25年度交付分から適用する。

島根県の放課後子どもプラン基本方針～子どもたちの心安らぐ放課後や休日のために～

島根県・島根県教育委員会

この基本方針は、島根県における「放課後子どもプラン」の基本理念を示すとともに、その実施に当たって、各小学校区毎での検討の場(運営委員会等)における検討のポイントを示すものです。

1. 放課後子どもプランのねらい

- ★ 子どもは地域の宝です。子どもの健やかな成長は全ての県民の願いです。大人は子どもの素直な好奇心やあふれる笑顔に接することで、日々元気をもらっています。
知・徳・体の調和がとれ、社会や人と積極的に関わっていくことができる子どもを育むためには、家庭・学校・地域社会が、相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。
- ★ しかしながら、そのような家庭・学校・地域社会の連携協力による良好な教育環境を組み立てることは、現実には容易ではありません。
家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っています。しかし、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。
また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に迫られ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあるように見受けられます。
そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していました。しかし、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。
- ★ 一方、島根県内では、地域のひと・もの・ことを活用して学ぶ「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施しています。ここでは地域の大人が直接授業に関わり、子どもたちの学びを支えています。
また、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「子どもの居場所」の開設も進んできました。
こうした取り組みを通じて学校と地域社会との距離が縮まり、また地域の大人が子どもの教育に積極的に関与していく気運が高まりつつあります。
- ★ 「放課後子どもプラン」は、このような背景のもと、地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。
この取り組みは、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。
また、学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、この取り組みを十分に活かしていく必要もあります。
さらに、保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

★「放課後子どもプラン」は、ふるさとに愛着と誇りを持ち、幅広い交流や多様な体験を通じて自らの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもを育むことをめざし、家庭・学校・地域社会の連携協力による社会総がかりの取り組みとして推進するものです。

2. 放課後子どもプランのめざすもの

～島根県では、「放課後子どもプラン」を次のように推進することをめざします～

- ① 社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。
- ② 国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業(※1)」や「放課後児童健全育成事業(※2)」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取り組みが、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。
- ③ 関係機関が、より連携を強め、取り組みの推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

※1 放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

※2 放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳(小学3年生)未満の児童)に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

3. 放課後子どもプランの進め方

- ① 子どもの放課後や休日の地域での過ごし方を検討する場をつくりましょう。
- ② 検討をもとに、地域ごとの子どもたちの生活や活動の形をプランニングしましょう。
- ③ プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組みましょう。

○子どもの過ごし方を考えるエリアは小学校区毎に

○地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

★ プラン検討に先立って → 既存の取り組みを確認

放課後や休日に安全で安心できる生活の場がありますか。

子ども同士(異年齢)の多様な関わりや子どもが群れて遊ぶ機会がありますか。

子どもの関心や意欲に応じた様々な活動や体験の機会がありますか。

スポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会などで日程や参加者が重なったり競合したりしていませんか。

たくさんの方の行事の中で、かえって子どもが多忙になりゆとりが失われていませんか。

★ 実態をふまえて → 放課後等の生活や活動をプランニング

地域(小学校区)で、放課後や休日の子どもたちが心安らいで過ごせる環境をつくりましょう。そのため、従来のスポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会活動のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みなどを地域の実情に応じて柔軟に実施・連携するなどして、それぞれの地域に合った校区毎の「放課後子どもプラン」を検討しましょう。

☆ 例えば…今の私たちの地域に何が必要か？

ニーズに対応した放課後や休日の子どもの生活や活動の場(子どもの居場所など)ができないか？

- 実施主体はどこがいいのか？
- ボランティアの確保はどうするのか、だれがボランティアの調整をするのか？
- 活動の内容や活動場所、活動経費はどうするのか？ など

地域内の子どもが関わる行事を共同で開催できないか？

- 自然体験やボランティア活動など、地域の子どものがともに参加できる行事を調整(コーディネート)するには？
- 参加に当たって子どもへの配慮や支援を要する留意点について、異なる団体がお互いに情報共有する工夫は？
- 放課後子ども教室の遊びの場に放課後児童クラブの子どもが遊びに来るには？ など

障害のある子どもや不登校の子どもたちも、ともに地域で活動できる取り組みになっているか？

- 地域の子どものが参加し、交流するためには、どんなサポートが必要か？
- 特別な支援が必要な子どもたちの様子やニーズ等を把握しているか？ など

3. 放課後子どもプランを推進するためのポイント

ポイント1 地域の子育て、無理なく無駄なく（現行の仕組みを活用しましょう）

- 地域にある既存の組織や取り組みなどをうまく活用・連携して実施していけばよく、必ずしも新たな取り組みや新たな組織を立ち上げなくてもかまいません。
- 検討内容は地域の実情に応じて考えられるもので、決まった形はありません。

ポイント2 活動の共有からはじける笑顔（人の関わりという視点をふまえましょう）

- **たくさん大人の(ボランティア)が地域の子どもの関わる仕組みをつくりましょう。**
 - 地域ごとに、子どもに関わる大人(ボランティア)の確保をはかりましょう。
 - リーダーとなる人材には、専門的な見聞も必要であり、研修等の機会も必要です。
 - 中学生や高校生などがボランティアとして参画することも検討しましょう。若者の社会参加の機会になるほか、活動による交流の幅も広がります。
- **参加する大人にとっても大きなメリットとなります。**
 - 子どもに関わるボランティア活動は地域貢献の場ともなり、参加する大人の生涯学習の実践の場ともなります。
 - 子どもとの多様なふれあいの中で、子どもから元気をもらうなど、参加した大人の「生き甲斐」や「やり甲斐」につながります。
- **保護者や学校関係者も取り組みに積極的に関わらしましょう。**
 - 保護者は、単に便利なサービスを受取る側に回るのではなく、できるだけ積極的に地域の取り組みに関わっていく姿勢が大切です。多様な「子育て観」に触れたり、地域における子育て・子育て支援の取り組みを知ることによって、過剰な負担感から解放されたり、自信を回復するきっかけになることも期待されます。

- 仕事などで留守家庭が増えている点も考慮し、保護者が無理なく地域との接点を持つことができるきっかけを提供することも検討しましょう。
- 学校も、地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという視点が求められます。学校にとっては地域とのつながりを深め、家庭や地域にとっては学校への理解や支援・協力の気持ちを培っていく機会となることが期待されます。

ポイント3 地域全体が子どもの居場所（運営の方法やしくみを工夫しましょう）

●放課後子どもプランコーディネータ(※3)等を配置し、効果的な活動支援を行いましょ。

- 関係機関間や事業の調整(コーディネート)をしましょ。
- コーディネータには連携事業の企画やボランティアの参加調整など中心的な役割が期待されます。

※3 放課後子どもプランコーディネータ 地域の中で取り込まれる放課後子どもプランに関わる事業間の連携や調整を行う担当者で、地域の子どもの関わる取り組みの中心的な役割が期待されます。

●地域内のニーズを把握してプランを検討しましょ。

- 子どもや保護者、地域のニーズをアンケートや懇談会などを通じ把握しましょ。

●子どもの安全確保については十分な対応をとりましょ。

- 子どもの活動中及び行き帰りを含めた安全の確保に関わる方策は十分に検討しましょ。
- 緊急時の訓練などのほか、保護者や地域への活動内容の周知等も効果的です。
- たくさんの禁止事項は逆に子どもの育ちを狭くします。危険性は取り除いた上で、子どもが自らリスクを判断できるような配慮を検討しましょ。それを見極める大人の力量も必要でしよ。

●国庫補助事業等を活用しましょ。

- 「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは連携した取り組みにあたっては、単純な一体化・一本化ではなく、それぞれの取り組みの十分な調整のもと、地域の実情やニーズに応じた実施をしましょ。
- 実施場所については、学校の余裕教室・公民館・児童館など、地域の実情に応じて適切な場所で実施されるものです。
- それぞれの事業は実施要綱に沿って実施されますが、事業目的に照らして適切なサービス水準が維持・確保されるよう配慮しましょ。

ポイント4 遊びの中で子どもは育つ（活動の内容は子どもの成長と深く関わります）

●子どもの生活実態を踏まえ、心身の健やかな育ちと多様な体験の調和のとれた活動を工夫しましょ。

- 子どもに多様な体験の場を提供することも大切ですが、過剰な活動や過度な干渉がないように配慮しましょ。子どもの居場所にとって「何かをしてもいいし、何もしなくてもいい場・時間」も大切です。
- 異年齢集団での主体的な活動は子ども同士のコミュニケーションの力をのばすよい機会となります。
- 体を使った外遊びなどは食事や睡眠の充実や安定にもつながり、生活リズムの改善を図ります。
- 放課後等の活動の中に、子どもの様々な学びの場を設ける視点も大切です。地域にある様々な学習素材等も活かしながら内容を検討しましょ。

★ 島根県の支援

島根県は、これらの活動を支援します。

- 検討の場(運営委員会等)の開催やコーディネータの配置、放課後子ども教室や放課後児童クラブの運営等に要する経費に対し、補助を行います。
- 事業に関わるコーディネータやボランティアの皆さんの情報交換や研修の機会をもちます。

島根県社会教育委員名簿

任期:平成24年6月24日～平成26年6月23日

(平成24年6月24日改選)

No.	氏名	ふりがな	地域	役職
1	安部 隆	あべ たかし	奥出雲	奥出雲町教育委員会教育長
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	松江	しまね国際センター理事長
3	隠木 哲朗	いんき てつろう	知夫	知夫村教育委員会教育長
4	大岩 睦子	おおいわ むつこ	松江	松江市教育委員会メディア対策推進員
5	栗栖 真理	くりす まり	浜田	浜田のまちの縁側代表
6	小林 洋子	こばやし ようこ	大田	島根県連合婦人会長
7	坂本 和子	さかもと かずこ	松江	NPO法人しまね子どもセンター理事長
8	神 英雄	じん ひでお	浜田	浜田市世界こども美術館学芸課長
9	高尾 雅裕	たかお まさひろ	松江	山陰中央新報社論説委員会副委員長
10	田中 耕太郎	たなか こうたろう	浜田	島根県PTA連合会長
11	長岡 誠	ながおか まこと	松江	島根県公民館連絡協議会評議員
12	中路 輝子	なかじ てるこ	松江	島根県国公立幼稚園長会長(川津幼稚園長)
13	仲野 寛	なかの ひろし	松江	島根大学生涯学習教育研究センター教授
14	濱田 清行	はまだ きよゆき	松江	島根県公立高等学校長協会副会長(松江工業高校長)
15	平川 眞代	ひらかわ まさよ	松江	公募委員
16	藤原 恵子	ふじはら けいこ	松江	島根県小学校長会会員(大野小校長)
17	藤原 廣子	ふじはら ひろこ	出雲	ブックランド古志代表
18	前島 泰	まえじま やすし	松江	島根県社会教育委員連絡協議会副会長
19	三浦 尚二	みうら しょうじ	雲南市	島根県中学校長会副会長(三刀屋中校長)
20	若菜 洋子	わかな ようこ	浜田	NPO法人らんぐ・ざーむ専務理事

(敬称略・50音順)

社会教育関係各種表彰一覧

[平成24年度]

表彰者	表彰名	被表彰者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	松江市立大谷小学校PTA 奥出雲町立亀高小学校PTA
	優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰	多伎地域学校運営ブロック協議会（出雲市） 「仁摩」学校支援地域本部（大田市）
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）文部科学大臣表彰	出雲市立ひかわ図書館（出雲市） おはなしさんぽ（出雲市）
	優良公民館表彰	邑南町口羽公民館 松江市城東公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	該当なし
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	山下梅子（吉賀町） 勝部良子（大田市） 福田真智子（出雲市）
	優れた教育活動表彰(学校)	該当なし
県教育長	優良公民館表彰	邑南町阿須那公民館 益田市真砂公民館
	公民館職員表彰	長岡寿美子（松江市大庭公民館 主任） 佐貫喜久子（出雲市高松コミュニティセンター マネジャー） 大谷淑子（奥出雲町立横田公民館 主事） 花田清征（浜田市立都川公民館 館長） 岩根了達（大田市立中央公民館 館長） 山藤正治（江津市立有福温泉公民館 館長） 福屋ひろみ（邑南町日貫公民館 事務補助職員） 藤井礼子（浜田市立安城公民館 主事） 伊藤裕子（大田市立中央公民館 主事） 寺戸保人（益田市匹見下公民館 館長）
	優良少年団体表彰	とびすから世界へ らぶ・ぴーす（出雲市） 子供神楽 塩津っ子クラブ（出雲市）
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	松田往憲（飯南町来島公民館 館長）
	公民館永年勤続職員表彰	長岡寿美子（松江市大庭公民館 主任） 角光代（松江市竹矢公民館 主事） 川合美智枝（安来市能義交流センター 主事） 堀江淳子（安来市赤江交流センター 主事） 石川隆（飯南町頓原公民館 主事） 岩根了達（大田市立中央公民館 館長） 伊藤裕子（大田市立中央公民館 主事） 井野隆（大田市久手まちづくりセンター センター長） 川上直子（大田市久手まちづくりセンター 職員） 渡辺治美（大田市大屋まちづくりセンター 職員） 西村由紀子（江津市立黒松公民館 主事） 上田満子（江津市立浅利公民館 主事） 木村典子（江津市立渡津公民館 主事）
山陰中央新報社	地域開発賞（教育賞）	鹽谷法顕（浜田市）
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	持田康史（松江市）
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	山本寿子（松江市） 吉川しのぶ（奥出雲町） 鳥屋ヶ原美子（飯南町） 山崎壽松（浜田市） ※「崎」のつくりの「大」は正しくは「立」 西島正敏（大田市） 小原静也（益田市） 大羽ミヤ子（津和野町）

IV 資料編

2 市町村関係

(1) 平成25年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課生涯学習交流センターセクション	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市文化環境部 市民活動支援課生涯学習係	TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6730 e-mail: gakushu@city.izumo.shimane.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1029 e-mail: shakai-kyouiku@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 社会教育課	TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyouiku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	TEL: 0854-72-0301 FAX: 0854-72-1354 e-mail: nagashima-junji@re.iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-22-5090 e-mail: manabi@city.hamada.shimane.jp
大田市	大田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-shougai@iwamigin.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	TEL: 0855-52-2501(内1542) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyouiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: noriyuki-nakashima@kawamoto-town.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 市民学習課	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会事務局	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課地域共育係	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: miyaoka-kenji@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyouiku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会事務局	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: kyouiku@chibu.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課社会教育係	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成25年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

(2) 県内公共図書館一覧

平成25年4月1日現在

	図書館名	所在地	電話番号	FAX	
	島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728	
		(西部読書普及センター) 〒697-0023 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225	
市 町 村	1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598	
	2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270	
	3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089	
	4 松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516	
	5 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274	
	6 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131	
	7 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696	
	8 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833	
	9 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219	
	10 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-4	0853-84-9050	0853-84-9050	
	11 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211	
	12 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303	
	13 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122	
	14 出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600	
	15 大田市立大田市中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202	
	16 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647	
	17 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-3114	
	18 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551	
	19 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300	
	20 浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480	未定	8月開館予定
	21 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-2076	
	22 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1440	0855-45-8018	
	23 浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338	未定	5月開館予定
	24 浜田市立弥栄図書館	〒699-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258	未定	4月開館予定
	25 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290	
	26 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2481	0856-52-2481	
	27 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301	0854-72-1354	
	28 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061	
	29 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771	
	30 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670	
	31 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002	
	32 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230	
	33 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127	
	34 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850	
	35 海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633	
	36 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17	08512-2-2341	08512-2-9198	

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白潟公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0151	松江市古曾志町1517-3	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	恵曇公民館		690-0322	松江市鹿島町恵曇1	0852-82-0475	(同左)
23	佐太公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷650	0852-82-3031	(同左)
24	講武公民館		690-0804	松江市鹿島町北講武3-1	0852-82-0400	(82-2486)
25	御津公民館		690-0411	松江市鹿島町御津660-4	0852-82-1451	(82-1275)
26	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
27	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
28	美保関地区公民館		690-1501	松江市美保関町美保関661		
29	片江地区公民館		690-1315	松江市美保関町片江431-2		
30	七類地区公民館		690-1311	松江市美保関町七類1315-2		
31	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂316	0852-54-2478	(54-1238)
32	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
33	宍道公民館		699-0406	松江市宍道町佐々布 204-4	0852-66-0811	(66-0303)
34	来待地区公民館		699-0405	松江市宍道町上来待212-1	0852-66-3554	(66-9150)
35	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2219-2	0852-76-3663	(76-3669)
36	揖屋公民館		699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
37	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
38	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
39	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
40	八雲公民館熊野分館	★	690-2104	松江市八雲町熊野799		
41	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
42	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-3159)
43	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
44	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住所	連絡先	
					電話番号	(FAX)
45	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
46	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
47	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
48	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
49	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)
50	飯梨交流センター		692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
51	荒島交流センター		692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
52	赤江交流センター		692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
53	広瀬中央交流センター		692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
54	広瀬交流センター				(同左)	
55	布部交流センター		692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
56	宇波交流センター		692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
57	比田交流センター		692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
58	東比田交流センター		692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
59	山佐交流センター		692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
60	下山佐交流センター		692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
61	西谷交流センター		692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
62	奥田原交流センター		692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
63	菅原交流センター		692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
64	伯太中央交流センター		692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
65	安田交流センター		692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
66	母里交流センター		692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
67	井尻交流センター		692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
68	赤屋交流センター		692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
69	今市コミュニティセンター		693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(21-1706)
70	大津コミュニティセンター		693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
71	塩冶コミュニティセンター		693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
72	古志コミュニティセンター		693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
73	高松コミュニティセンター		693-0052	出雲市松寄下町703-1	0853-21-0671	(21-0682)
74	四絡コミュニティセンター		693-0051	出雲市小山町653-2	0853-21-0369	(21-0370)
75	高浜コミュニティセンター		693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
76	川跡コミュニティセンター		693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
77	鷹巣コミュニティセンター		693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
78	上津コミュニティセンター		693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
79	稗原コミュニティセンター		693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
80	朝山コミュニティセンター		693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
81	乙立コミュニティセンター		693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
82	神門コミュニティセンター		693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
83	神西コミュニティセンター		699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
84	長浜コミュニティセンター		693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
85	平田コミュニティセンター		691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
86	灘分コミュニティセンター		691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
87	国富コミュニティセンター		691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
88	西田コミュニティセンター		691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
出雲市	鱒淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
	久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
	檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
	東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
	北浜コミュニティセンター	691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)
	佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
	遙堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遙堪359-2	0853-53-5529	(53-5548)
	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
	鶺鴒コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鶺鴒浦1044-1	0853-53-5635	(53-5644)
	莊原コミュニティセンター	699-0502	出雲市斐川町莊原3835	0853-72-4600	(72-4602)
	出西コミュニティセンター	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
	阿宮コミュニティセンター	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
	伊波野コミュニティセンター	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
直江コミュニティセンター	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)	
久木コミュニティセンター	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)	
出東コミュニティセンター	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)	
雲南市	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
	佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
	阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
	久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
	海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
	塩田交流センター	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
	加茂交流センター	699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
	八日市交流センター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
	三新塔交流センター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
	新市交流センター	699-1334	雲南市木次町新市3	0854-42-5110	(42-9082)
	下熊谷交流センター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
	斐伊交流センター	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
	日登交流センター	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
	西日登交流センター	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
	温泉交流センター	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
	三刀屋交流センター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
	一宮交流センター	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(同左)
	鍋山交流センター	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
飯石交流センター	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)	

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
133	中野交流センター	690-2523	雲南市三刀屋町中野280-1	0854-45-2795	(同左)
134	吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(75-0232)
135	田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
136	掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1	0854-62-0189	(同左)
137	多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
138	松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-1	0854-62-0411	(同左)
139	波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
140	入間交流センター	690-2702	雲南市掛合町入間499-1	0854-62-0403	(62-0409)
141	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
142	三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
143	亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
144	阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
145	三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
146	鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
147	横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
148	八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
149	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)
150	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2084-5	0854-72-0980	(72-1778)
151	志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
152	赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
153	来島公民館	690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
154	谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
155	中央公民館	697-8501	浜田市殿町6-1	0855-25-9720	(22-5090)
156	浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
157	石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
158	長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
159	周布公民館	697-1321	浜田市周布町イ374	0855-27-0058	(同左)
160	美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
161	大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
162	国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
163	雲城公民館	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
164	今福公民館	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
165	波佐公民館	697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	(同左)
166	小国公民館	697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	(同左)
167	久佐公民館	697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	(同左)
168	美又公民館	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
169	今市公民館	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
170	木田公民館	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
171	和田公民館	697-0424	浜田市旭町和田914-1	0855-45-1918	
172	都川公民館	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
173	市木公民館	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
174	杵束公民館	697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	(同左)
175	安城公民館	697-1121	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
176	三隅公民館	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
177	三保公民館	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)
178	岡見公民館	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)
179	井野公民館	699-3301	浜田市三隅町井野△1816-2	0855-34-0007	(34-0038)
180	黒沢公民館	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)
181	白砂公民館	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)
182	石見公民館宇津井分館 ★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
183	石見公民館細谷分館 ★	697-0013	浜田市三階町376	0855-22-7531	(同左)
184	石見公民館長見分館 ★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
185	美川公民館東分館 ★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
186	美川公民館西分館 ★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
187	国府公民館宇野分館 ★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
188	国府公民館有福分館 ★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
189	中央公民館	694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6630	
190	東部公民館	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	
191	西部公民館	694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	
192	三瓶公民館	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	
193	高山公民館	694-0431	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	
194	温泉津公民館	699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	
195	仁摩公民館	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	
196	大田まちづくりセンター	694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	(82-9952)
197	川合まちづくりセンター	694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(82-6009)
198	久利まちづくりセンター	694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(82-4901)
199	大屋まちづくりセンター	694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(84-5172)
200	朝山まちづくりセンター	699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(85-7407)
201	富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(88-0161)
202	波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(85-7401)
203	久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(82-9002)
204	鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(84-7772)
205	長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久1612-1	0854-82-5571	(82-4697)
206	静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(84-7771)
207	五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(87-0886)
208	池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(83-2165)
209	志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学□869-1	0854-83-2167	(83-2173)
210	北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(86-0524)
211	大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町1490	0854-89-0010	(89-0164)
212	水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(89-0161)
213	祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町祖式546-1	0854-85-2362	(85-2313)
214	大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(85-2331)
215	温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-1522	(65-1533)
216	湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1720-4	0855-65-3038	(同左)
217	福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光△467-1	0855-65-2941	(同左)
218	井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田□255	0855-66-0711	(同左)
219	仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	(88-9525)
220	宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	(88-9533)

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
221	大国まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	(88-9466)
222	馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	(88-9077)
223	北三瓶まちづくりセンター多根分館 ★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(86-0523)
224	波積公民館	699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
225	黒松公民館	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
226	都治公民館	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
227	浅利公民館	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
228	松川公民館	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
229	川平公民館	695-0013	江津市川平町南川上515-1	0855-57-0040	(同左)
230	渡津交流館	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
231	郷田公民館	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
232	金田公民館	695-0012	江津市金田町214	0855-52-0704	(同左)
233	嘉久志公民館	695-0016	江津市嘉久志町11503	0855-52-0436	(同左)
234	和木公民館	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
235	都野津公民館	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
236	二宮公民館	695-0024	江津市二宮町神主1171	0855-53-1665	(同左)
237	跡市公民館	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
238	敬川公民館	699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
239	波子公民館	699-3161	江津市波子町イ1272-4	0855-53-1902	(同左)
240	有福温泉公民館	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
241	長谷公民館	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
242	市山公民館	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
243	川戸公民館	699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
244	谷住郷公民館	699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
245	川越公民館	699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
246	松川公民館上津井分館 ★	699-2835	江津市松川町上津井152-1		
247	郷田公民館島の星分館 ★	695-0015	江津市島の星町291-1		
248	跡市公民館井沢清見分館 ★	695-0153	江津市清見町136		
249	川本中央公民館	696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
250	川本北公民館	696-1225	川本町南佐木201	0855-74-8410	(74-8410)
251	川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
252	沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
253	君谷公民館	696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
254	別府公民館	696-1131	美郷町別府50-2		
255	都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
256	比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
257	都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
258	潮分館 ★	696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
259	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
260	口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
261	田所公民館	696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
262	出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
263	高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
264	布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
265	市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先		
				電話番号	(FAX)	
266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 邑南町	矢上公民館	696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)	
	中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)	
	井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)	
	日貫公民館	699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)	
	日和公民館	696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)	
	阿須那公民館雪田分館	★696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335		
	阿須那公民館戸河内分館	★696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917		
	阿須那公民館阿須那分館	★696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320		
	口羽公民館上口羽分館	★696-0602	邑南町上口羽941-1			
	口羽公民館長田分館	★696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917		
	口羽公民館口羽分館	★696-0603	邑南町下口羽1248			
	出羽公民館出羽分館	★696-0312	邑南町出羽4-2			
	高原公民館高原分館	★696-0404	邑南町原村1180-3			
	市木公民館市木分館	★697-0631	邑南町市木1986-2			
280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 益田市	益田公民館	698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)	
	吉田公民館	698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)	
	高津公民館	698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)	
	安田公民館	699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)	
	鎌手公民館	699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)	
	種公民館	699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)	
	北仙道公民館	699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)	
	豊川公民館	698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)	
	真砂公民館	698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)	
	豊田公民館	699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)	
	西益田公民館	699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564		
	二条公民館	698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)	
	美濃公民館	699-3766	益田市美濃地町4140-1	0856-29-0031	(同左)	
	小野公民館	699-3763	益田市戸田町41332-10	0856-28-0001	(同左)	
	中西公民館	698-2141	益田市白上町4744-2	0856-28-0501	(同左)	
	東仙道公民館	698-0212	益田市美都町仙道253-3	0856-52-2540	(52-2193)	
	都茂公民館	698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)	
	二川公民館	698-0202	益田市美都町宇津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)	
	301 302 303 304 305 306 307 308 309 津和野町	津和野中央公民館	699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	(72-2069)
		津和野公民館				
小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	(同左)	
畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	(同左)	
木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	(同左)	
日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	(74-0127)	
日原公民館				0856-74-0360		
日原公民館滝元分館		★699-5206	津和野町滝元24			
日原公民館枕瀬分館		★699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680		

県内公民館等一覧

平成25年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
310	日原公民館池河分館	★	699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	
311	日原公民館商人溪村分館	★	699-5201	津和野町商人1101		
312	左鐙公民館		699-5202	津和野町左鐙905	0856-76-0345	(同左)
313	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40-2	0856-74-0711	(同左)
314	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039	(同左)
315	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
316	六日市公民館				0856-77-0078	(同左)
317	柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
318	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94	0856-77-1124	(同左)
319	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
320	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
321	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0237	(2-0815)
322	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
323	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
324	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)
325	海士町中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
326	西ノ島町立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
327	西ノ島町立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
328	知夫村公民館		684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンターを含むものである。

島根県公民館等数【一覧】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地区	分館
松江市	41		35				4	2
安来市	27	3			24			
出雲市	43			43				
雲南市	29				29			
奥出雲町	9		9					
飯南町	5		5					
浜田市	34	1	26					7
大田市	35	7				27		1
江津市	25		22					3
川本町	3	1	2					
美郷町	7		6					1
邑南町	21		12					9
益田市	21		21					
津和野町	14	2	8					4
吉賀町	6	1	5					
隠岐の島町	4	1	3					
海士町	1	1						
西ノ島町	2	1	1					
知夫村	1		1					
	328	18	156	43	53	27	4	27
				301				27

平成25年度
社会教育行政の方針と事業

平成25（2013）年4月

発行：島根県教育庁社会教育課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427 FAX 0852-22-6218

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

